

点検評価ポートフォリオ 青森公立大学

2025 年 5 月

はじめに

1993(平成5)年に青森市民・県民の熱望によって開学した青森公立大学は、教育と地域貢献を重視する大学である。本学は独自の教育理念と組織管理構想の下、経営経済学部経営経済学科の1学部1学科体制でスタートした。学部完成時の1997(平成9)年に大学院修士課程を設置し、翌年度には附置研究機関として地域研究センターを設置した。

2003(平成15)年に学長が交代するに当たり、今後の大学経営の指針として「青森公立大学将来構想」を新旧学長が協働で纏め、評議会はそれを爾後の大学経営方針として決定した。

2004(平成16)年度、本学は大学基準協会による外部認証評価を申請し、2005(平成17)年3月22日付けの「大学評価結果報告書」を受領した。そこには改善すべき事項として36項目が助言として付記されていた。この助言に従い本学は改善努力を続け、2008(平成20)年7月29日付で「改善報告書」を提出した。これに対して、2009(平成21)年3月13日付で、基準協会から「問題なし」との「改善報告検討結果」の通知を受領した。

1回目の認証評価後本学は「青森公立大学将来構想」に従い、教学体制の改編・整備に着手した。

2006(平成18)年度から経営経済学科を経営学科と経済学科に分割し、併せて地域みらい学科を新設した。経営学と経済学の複眼的な教育という開学時の独自の教育構想が地域の高校生や高等学校に依然として十分に理解されない点を解消するとともに、地域の諸問題に関心を持つ人たちに学修する機会を提供することによって、人材育成を通じて地域社会に貢献する大学であるための改編であった。1学部3学科体制は2009(平成21)年度に完成した。それを受けて、2010(平成22)年度には、単位制度の実質化やキャリア教育の充実など、高等教育の高度化と質保証を目指した新カリキュラムの編成に取り組み、2011(平成23)年度から適用することになった。

2007(平成19)年度には、それまでの修士課程の大学院を区分制博士課程に課程変更し、後期課程をもち、博士号を出せる大学院とすることによって、高度知識基盤社会における高度専門職業人の育成に取り組むことになった。

この十数年間、少子化の急速な進行や大学の増設、定員割れ大学の続出、大学の経営破綻、国公立大学の独立行政法人化など、わが国の大学を取り巻く環境状況は激変した。このような環境変化への対応、とりわけ独立行政法人化の是非と法人化がもたらす諸問題を検討すべく、2007(平成19)年11月に、評議会に法人化問題検討委員会を設け、25回の委員会を集中的に開催し検討した。その検討の結果、2008(平成20)年1月に「青森公立大学の法人化問題：戦略的事業構想の新展開」を取り纏め、評議会で審議され、大学の新たな経営方針として採択された。

大学の法人化に関する大学側の意思決定によって、本学の設置団体である青森地域広域事務組合の管理者(=青森市長)は事務組合立を青森市立に変更しての法人化を決断し、2009(平成21)年4月1日、本学は公立大学法人青森公立大学として再発足し、国際芸術センター青森(ACAC)と国際交流ハウスも附置機関として擁することになった。

2011(平成23)年度、本学は大学基準協会による2回目の外部認証評価を受けた。その際に指摘された努力課題は3年以内に改善することができた。また2018年(平成30)年度、本学が3回目の外部認証評価を受けた際に指摘された2点の項目について検討し、改善をおこなった結果、「問題なし」との評価を受けた。さらに今回(4回目)受審するに当たって考えられる課題を整理し、その改善を行った。今回の外部認証評価の結果を踏まえて、本学は更なる大学改革教育改革に取り組む所存である。

青森公立大学学長
青森公立大学自己評価委員会委員長
神山博

目次

| | |
|--|-----------|
| 大学の概要 | 2 |
| 大学の目的 | 5 |
| I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料 | 7 |
| イ 教育研究上の基本となる組織に関する事(①大学) | 8 |
| (②大学院) | 10 |
| ロ 教育研究実施組織に関する事(①大学) | 12 |
| (②大学院) | 14 |
| ハ 教育課程に関する事(①大学) | 16 |
| (②大学院) | 18 |
| ニ 施設及び設備に関する事 | 20 |
| ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関する事 | 22 |
| ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事 | 24 |
| ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事 | 26 |
| チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事 | 28 |
| リ 財務に関する事 | 30 |
| ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事 | 32 |
| II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料 | 35 |
| 取組み1 「授業改善活動の推進」【学修成果】 | 37 |
| 取組み2 「学生生活支援体制の充実に向けた継続的な取組み」 | 38 |
| 取組み3 「学生のスキルアップ支援」 | 39 |
| 取組み4 「学部入試実施状況の分析と志願者確保に向けた取組み」 | 40 |
| 取組み5 「研究活動の推進」【研究環境整備】 | 41 |
| III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料 | 43 |
| 取組み1 「複眼的視点を持った人材育成」 | 45 |
| 取組み2 「GPA 制度による教育の内部質保証」 | 46 |
| 取組み3 「地域貢献・地域連携に関する活動の推進」 | 47 |
| 取組み4 「キャリア意識向上・就職支援」 | 48 |
| 取組み5 「一」 | 49 |
| 認証評価共通基礎データ | 51 |

大学の概要

(1) 大学名

青森公立大学

(2) 所在地

青森県青森市大字合子沢字山崎 153 番地 4

(3) 学部等の構成

学 部：経営経済学部—経営学科、経済学科、地域みらい学科

研究科：経営経済学研究科経営経済学専攻—博士前期課程、博士後期課程

その他：図書館、地域連携センター、国際芸術センター青森、事務局

(4) 学生数及び教職員数(2025年5月1日現在)

学生数：1,263名

学 部 1,257名(経営学科525名、経済学科539名、地域みらい学科193名)

大学院 6名(博士前期課程4名、博士後期課程2名)

専任教員数：43名、専任職員数：29名(うち3名は設立団体の青森市からの派遣職員)

(5) 理念と特徴

青森公立大学は、地域の熱い支援と期待を受けて、1993(平成5)年4月に経営経済学部経営経済学科の1学部1学科体制で開学、1997(平成9)年度に大学院経営経済学研究科(修士課程)を開設、2006(平成18)年度に現在の1学部3学科体制へと改編、2007(平成19)年度に大学院が、博士後期課程を有する区分制博士課程へ改編し、2009(平成21)年4月に公立大学法人へと移行した。

公立大学法人青森公立大学は、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを基本理念としている。

基本理念を受け、学部及び大学院それぞれで次の教育理念を掲げている。

学 部 I 教育に責任を持ち、社会に対して教育の質を保証します。

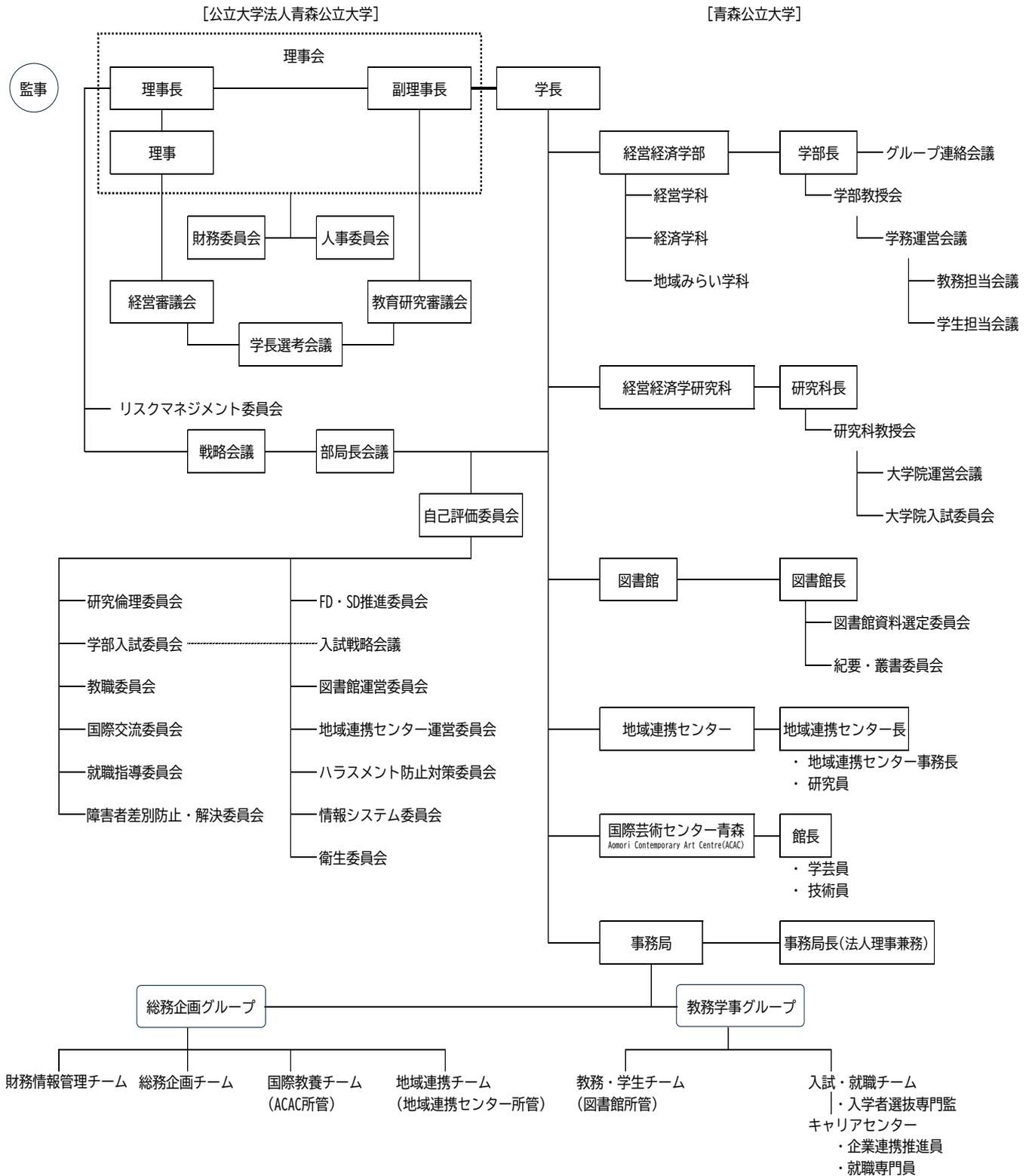
II 学部教育ではなく、学士教育に徹します。

III 地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献します。

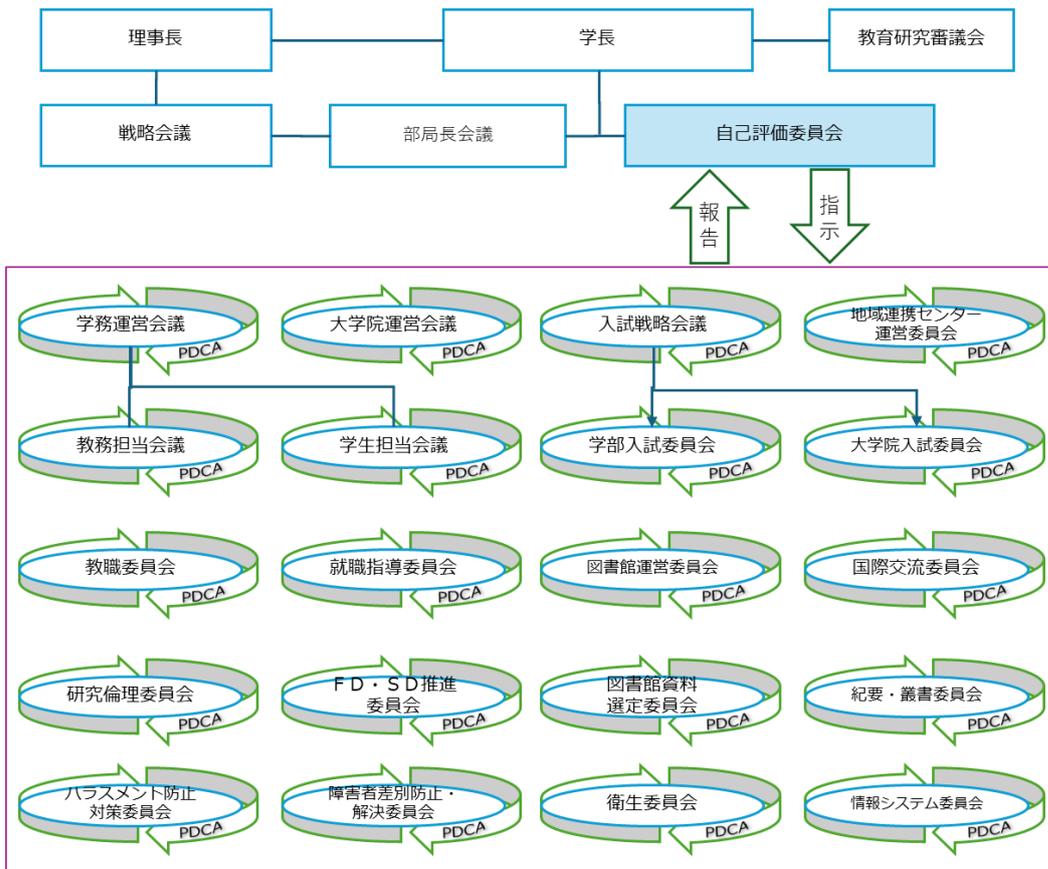
大学院 経営学的アプローチと経済学的アプローチの融合と総合を通して、経営経済領域における諸課題の発見、分析及び解決に至る柔軟な思考力と専門的な能力を身に着ける。

開学当初から教育第一主義を貫き続けながら、教育・研究・地域貢献の改革及び改善を不断に取り組み続けている。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



本学の内部質保証の推進を行う中心的な組織として、学長を委員長とし、5人の部局長と4人の特別補佐から構成される自己評価委員会が位置づけられる。本学の内部質保証体制では、各種委員会・会議等の組織が各組織の規程に示す所掌事項により設定された項目について自律的に自己点検・評価・改善活動を行い、懸案事項等を取りまとめて自己評価委員会に報告する。自己評価委員会は内部質保証に係る各組織が所掌する業務内容の把握と評価及び必要に応じた改善の指示を行い、内部質保証の推進に関する最終責任を担う。

これまで、7年以内に1度受審することが義務付けられている認証評価の期間に、自己評価委員会を中心として数度の自己点検・評価・改善の活動を実施することで内部質保証システムを機能させてきた。今回の機関別認証評価では自己評価委員会が中心となって内部質保証体制の見直しを行いながら、全学的に点検評価ポートフォリオの作成に取り組んでいる。

2025年度からこれまでの認証評価のサイクルにあわせた自己点検・評価のあり方を改め、各年度の始めに各種委員会・組織の業務実績・課題・懸案事項・展望等を自己評価委員会に報告し、自己評価委員会が把握・評価した上で、必要に応じて改善の指示を行うことでPDCAサイクルを機能させ、大学全体の内部質保証活動を推進することとした。

各委員会・会議等は、学務運営会議、大学院運営会議、教務担当会議、学生担当会議、教職委員会、就職指導委員会、研究倫理委員会、FD・SD推進委員会、ハラスメント防止対策委員会、障害者差別防止・解決委員会、入試戦略会議、学部入試委員会、大学院入試委員会、地域連携センター運営委員会、図書館運営委員会、図書館資料選定委員会、国際交流委員会、紀要・叢書委員会、衛生委員会、情報システム委員会から構成される。

大学の目的

1 青森公立大学学則

(目的)

第1条 青森公立大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

2 青森公立大学大学院学則

(目的)

第1条 青森公立大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、経営学と経済学についてのより高度な学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学院として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| <p>1. 目的</p> <p>青森公立大学は、経営経済学部を擁する日本で最初の大学として、青森市民・県民の熱意によって、1993年に開学した。以下の3つの教育理念を柱とし、教育目的が定められている。</p> <p>I 教育に責任をもち、社会に対して教育の質を保証する。 II 学部教育ではなく、学士教育に徹する。 III 地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>本学の教育目的は、青森公立大学学則第1条において、「青森公立大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。これを「経営経済の専門性を持った教養人の育成」と端的にまとめ、学内外に示している。</p> <p>2. 学部の組織</p> <p>学則第3条に基づき、経営経済学部の中に経営学科、経済学科、地域みらい学科という3つの学科を設置している。</p> <p>経営学科は、現代が組織社会であることを踏まえ、21世紀の課題である地球環境問題を視野に入れ、自然環境を含むさまざまな環境と経営のあり方を明らかにし、人間と資金の問題に重点を置いた経営戦略上の課題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。</p> <p>経済学科は、社会・経済の発展に貢献する気概の育成と現実的・確かな観察を教育の基盤に据え、広い視野から複雑な経済問題を自らの力で考える能力と現実的課題を経済分析手法によって解明し、かつ解決策を立案できる能力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。</p> <p>地域みらい学科は、地域のみらいを創るために必要な知識と知恵、技能を結集して行動する能力の養成を通して、進取の精神に立ち、地域の創造性発揮の場とし、人々と信頼関係を築き、新たな社会を切り拓くことのできる人材の育成を目的とする。</p> | <p>3. 収容定員</p> <p>収容定員は学則第10条に定められており、それに基づき学生数を適切に管理している。入学定員の充足のため、高校関係者との懇談会、進学説明会、オープンキャンパス(年2回)、教員による高大連携事業特別講座、出張講義、入学選抜専門監による高校訪問などを実施している。2025年5月1日現在の収容定員や学生数等は以下の表のとおりである。表に示されるように、入学者数が入学定員を大幅に超える、または下回る状況にはない。</p> <p>経営経済学部各学科の定員等(2025年5月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="774 719 1396 918"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営</td> <td>125人</td> <td>135人</td> <td>500人</td> <td>525人</td> </tr> <tr> <td>経済</td> <td>130人</td> <td>141人</td> <td>520人</td> <td>539人</td> </tr> <tr> <td>地域みらい</td> <td>45人</td> <td>48人</td> <td>180人</td> <td>193人</td> </tr> <tr> <td>学科合計</td> <td>300人</td> <td>324人</td> <td>1,200人</td> <td>1,257人</td> </tr> </tbody> </table> <p>青森公立大学経営経済学部の収容定員の数に対する学生の数の割合(収容定員充足率)は2025年5月1日現在で単年度1.05であり、文部科学省の定める大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準を満たしている。</p> <p>4. 名称</p> <p>本学の「青森公立大学」という名称は、青森市を設立団体とする公立大学であることに鑑み適当である。また、「経営経済学部」「経営学科」「経済学科」「地域みらい学科」という学部及び各学科の名称も、学則第1条に定める大学の目的及び第3条に定める各学科の目的に鑑み適当である。</p> | 学科 | 入学定員 | 入学者数 | 収容定員 | 学生数 | 経営 | 125人 | 135人 | 500人 | 525人 | 経済 | 130人 | 141人 | 520人 | 539人 | 地域みらい | 45人 | 48人 | 180人 | 193人 | 学科合計 | 300人 | 324人 | 1,200人 | 1,257人 |
|--|--|------|--------|--------|------|-----|----|------|------|------|------|----|------|------|------|------|-------|-----|-----|------|------|------|------|------|--------|--------|
| 学科 | 入学定員 | 入学者数 | 収容定員 | 学生数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営 | 125人 | 135人 | 500人 | 525人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済 | 130人 | 141人 | 520人 | 539人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域みらい | 45人 | 48人 | 180人 | 193人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科合計 | 300人 | 324人 | 1,200人 | 1,257人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>優れた点</p> | <p>収容定員は適正に管理されている。経営経済の専門性を持った教養人の育成を教育目的に掲げた教育第一主義を目指している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>改善を要する点</p> | <p>少子化が進む時代にあって、より一層広報・募集活動に力をいれる必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料(リンク) |
|----|--|---|
| | 教育基本法 | |
| ① | 第七条(大学) 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。 | ○ 青森公立大学学則 第1条(目的) |
| | 学校教育法 | |
| ② | 第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 | (同上) |
| | 大学設置基準 | |
| ③ | 第二条(教育研究上の目的) 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 | ○ 青森公立大学学則 第3条(学部学科) |
| ④ | 第三条(学部) 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。 | ○ 青森公立大学学則 第3条(学部学科) 第10条(修業年限、在学年限及び学生定員) ○ 大学HP ・ 教職員数 |
| ⑤ | 第四条(学科) 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。 | (同上) |
| ⑥ | 第五条(課程) 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。 | 該当しない |
| ⑦ | 第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること | ○ 青森公立大学学則 第10条(修業年限、在学年限及び学生定員) ○ 認証評価共通基礎データ ○ 大学HP ・ 収容定員及び在籍学生数等 ○ 青森公立大学学部入試委員会規程 |
| ⑧ | 第四十条の四(大学等の名称) 大学、学部及び学科(以下「大学等」という。)の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 | ○ 青森公立大学学則 第1条(目的) 第3条(学部学科) |

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 大学院の目的

青森公立大学大学院学則第 1 条において、「経営学と経済学についてのより高度な学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学院として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与すること」を目的と定めている。

また、博士課程の前期2年の課程(以下、「博士前期課程」という。)は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。博士課程の後期3年の課程(以下、「博士後期課程」という。)は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする(大学院学則第 3 条)。

2. 大学院の組織

大学院学則第 4 条に、経営経済学研究科の1研究科、経営経済学専攻の1専攻を設置することを定めている。このうち博士前期課程には「経営専修」「経済専修」「地域専修」の3つの専修を置いている(青森公立大学大学院履修規程第 2 条)。1997 年に大学院経営経済学研究科修士課程を設置し、2007 年から修士課程を博士前期課程に改編するとともに博士後期課程を設置して、区分制博士課程に移行した。

3. 収容定員等

大学院の入学定員及び収容定員は、大学院学則第 5 条において、課程ごとに定められている。

入学定員、収容定員及び学生数 (2025 年 5 月 1 日現在)

| 課程 | 入学定員 | 収容定員 | 学生数 |
|--------|------|------|-----|
| 博士前期課程 | 4 人 | 8 人 | 4 人 |
| 博士後期課程 | 2 人 | 6 人 | 2 人 |

定員充足に向けては、社会人学生に配慮した「長期履修制度」(大学院学則第 7 条)を設けるほか、青森公立大学経営

経済学部学生の進学を促すための学部在学中の大学院授業科目の履修と大学院入学後の単位認定(青森公立大学経営経済学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程、大学院学則 20 条)を行い、経営経済学部の学生便覧に記載するとともに、各学期開始時の学部オリエンテーションで説明している。この他、学部生に進学を促すため、年に 2 回、昼休みの時間帯を利用した学部生向けの選抜説明会を開催している。社会人学生の確保に関しては、年 4 回(土曜日昼間 2 回、平日夜間・駅前会場利用2回)の選抜説明会を実施している。

こうした入学確保の取り組みは、毎年度、第 1 回大学院入試委員会において前年度の実施内容と成果を確認し、当年度の実施計画について検討を行っている。

特に 2024 年度は博士前期課程の入学者が 0 名となったことから、例年の取り組みに加え、ラジオ・新聞広告、商工会議所会報での大学院教育の紹介(4 ページ)などのほか、研究科長が入試・就職チームとともに自治体及び県内主要企業などへ訪問し(23 件)、夜間開講やオンライン授業といった社会人学生への配慮や大学院での学びについての周知活動を積極的に行った。これが奏功し、選抜説明会には、訪問した自治体・企業から、のべ 4 名の参加があり、このうち 1 名が入学した。

また、学内公募で採択された大学院改革プロジェクト 1 件についてプロジェクトチームで検討を重ね、研究科教授会の議を経て 2020 年度より博士前期課程に大学院履修証明プログラムを導入した(青森公立大学履修証明プログラムに関する規程)。同プログラムは科目等履修生制度により「データ分析士」の資格を付与するとともに、大学院入学後の単位認定により、進学を促進するための取り組みとしても位置付けられる。

4. 大学院の名称

本学大学院は、経営経済学部を基礎として設置されたものである。博士前期課程では、経営学的アプローチと経済学的アプローチの融合と総合を通して、経営経済領域における諸課題の発見、分析及び解決に至る柔軟な思考力と専門的な能力を身につけることを教育理念とする。また、博士後期課程の教育理念は、経営学と経済学の複合的アプローチを通して、錯綜する経営・経済現象を解明するための、21 世紀にふさわしい創造的な教育研究を行うことである(大学院パンフレットほか)に記載)。これらを鑑みて、大学院の名称は適切である。

| | |
|---------|---|
| 自己評価結果 | 定員充足率が低い、今年度、博士前期課程は一般1名の他、学部から1名、社会人1名の入学が、また受験には至らなかったものの博士前期・後期課程とも問い合わせもあり、取り組みの成果が出始めていると考えられる。よって、上記の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。 |
| 優れた点 | 学部から一貫して、経営学と経済学の学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成を目指した課程となっていること。 |
| 改善を要する点 | 事業所訪問などを通じ、社会人にも大学院教育のニーズがあることが伺えた。大学院での学びを地域に PR していくほか、より学びやすい環境を整えるなど、引き続き定員充足への努力が必要である。 |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|--|
| | 学校教育法 | |
| ① | 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第1条(目的) |
| | 大学院設置基準 | |
| ② | 第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第1条(目的) ○ 青森公立大学大学院学則 第4条(研究科及び専攻) ○ 大学 HP ・ 教育理念・教育目的(博士前期) ・ 教育理念・教育目的(博士後期) |
| ③ | 第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第3条(課程) |
| ④ | 第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第3条(課程) ○ 青森公立大学大学院学則 第6条(標準修業年限及び在学年限) |
| ⑤ | 第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。 | (同上) |
| ⑥ | 第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第2章課程、研究科及び専攻 |
| ⑦ | 第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。 | (同上) |
| ⑧ | 第十条(収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第5条(学生定員) ○ 認証評価共通基礎データ ○ 大学 HP ・ 収容定員及び在籍学生数等 |
| ⑨ | 第二十二条の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 | ○ 青森公立大学大学院学則 第1条(目的) ○ 青森公立大学大学院学則 第4条(研究科及び専攻) |

ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| <p>1. 教授会</p> <p>青森公立大学学則第 37 条に基づき、学部、学部に、学部教授会を設置している。そして、青森公立大学学部教授会規程により、教授会の組織、審議事項及び運営に関して必要な事項を定めている。</p> <p>定例の教授会は、毎年度 4 月、7 月、9 月、12 月及び 3 月の第 4 水曜日に開催される。これに加え、入学試験に関わる事項など、学部長が必要と認める場合には、臨時教授会が開催される。これにより、定例・臨時合わせて毎年度 10 回程度の教授会が開催されている。</p> <p>教授会で審議される事項は、教授会規程第 3 条に定める、学部学生の入学・卒業、学位の授与及び教育に関する重要な事項等である。</p> <p>2. 教員組織</p> <p>本学では、学則第 9 条に定めるように、学長、学部長、研究科長、図書館長、地域連携センター長、教授、准教授、講師、研究員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置いている。</p> <p>学部長は学部教育に係わる校務をつかさどり、それを教務担当特別補佐、学生担当特別補佐が補佐する。教学に係る円滑な運営を図るため、学部長、両特別補佐及び担当事務局員からなる学務運営会議が設置されており、その下部組織として教務担当会議、学生担当会議がある。</p> <p>また、本学は学科長を置いていないが青森公立大学グループ連絡会議要綱に基づき組織されたグループ連絡会議が教員の組織的連携において重要な役割を果たしている。以下に示すように、科目群に応じたグループごとに置かれ、当該科目群を担当する教員で構成されることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営グループ ● 経済グループ ● 地域みらいグループ ● 教養グループ(教職科目担当を含む) ● 外国語グループ ● コミュニケーション・スタディーズグループ ● 情報グループ <p>ただし、コミュニケーション・スタディーズ、情報グループは教員数が少ないことから、外国語グループと合わせアカデミック・コモン・ベーシックス(ACB)グループとして運営している。</p> | <p>3. 教員の選考等・年齢構成</p> <p>教員の採用は、学部の教育課程や教員定数をふまえ、教員の年齢構成等を考慮し計画・管理されている。採用・昇任は教員採用及び昇任規程に基づき、教授会で選出された業績審査委員が学歴・職歴、教育研究業績及び社会活動実績等を総合的に評価し、その報告をもとに部局長会議、教育研究審議会、人事委員会、理事会での審議を経て決定する。教授昇任では、学外の評価委員による評価も実施される。専任教員の年齢構成は、35 歳以下が 3 人(7%)、36～45 歳が 10 人(23%)、46～55 歳が 15 人(35%)、56～65 歳が 9 人(21%)、66 歳以上が 6 人(14%)で、各年代がバランスよく分布している。女性教員比率は 14%である。</p> <p>4. 授業科目の担当</p> <p>本学は、各学科の専門科目のうち必修科目及び選択必修科目、1、2 年次に配当された教養科目(1 群～3 群)を主要授業科目として位置付けている。主要授業科目は、原則専任の教授又は准教授が担当するものとしており、それ以外の科目はなるべく専任の教授、准教授、講師が担当する。2025 年度における専任教員担当率は 3 学科全体で 82.5%、専任の教授・准教授担当率は 71.1%である。またティーチング・アシスタント(TA)制をおき、2024 年度は年間 70 名の任用がなされた。TA は授業を担当することはないが、授業担当教員の指導・監督のもと、授業内外の補助業務に従事する。その業務内容は、TA 申請時に教務担当会議及び学務運営会議において確認される。また、各担当教員に任されていた TA 事前研修を、2025 年度から共通の資料をもとに研修会として実施する。</p> <p>5. 専任教員数</p> <p>本学の専任教員数は以下の表の通りである。大学設置基準に定められた必要な教員数を概ね満たしている。</p> <p style="text-align: center;">収容定員に対する専任教員数の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>収容定員</th> <th>必要専任教員数 (教授数)</th> <th>専任教員数 (教授数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営</td> <td>500</td> <td>10(5)</td> <td>9(4)</td> </tr> <tr> <td>経済</td> <td>520</td> <td>10(5)</td> <td>11(6)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>180</td> <td>8(4)</td> <td>8(4)</td> </tr> <tr> <td>ACB・教養</td> <td>-</td> <td>15(8)</td> <td>15(9)</td> </tr> <tr> <td>大学全体</td> <td>1,200</td> <td>43(22)</td> <td>43(23)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(2025 年 5 月 1 日現在、単位:人)</p> | 学科 | 収容定員 | 必要専任教員数 (教授数) | 専任教員数 (教授数) | 経営 | 500 | 10(5) | 9(4) | 経済 | 520 | 10(5) | 11(6) | 地域 | 180 | 8(4) | 8(4) | ACB・教養 | - | 15(8) | 15(9) | 大学全体 | 1,200 | 43(22) | 43(23) |
|--|---|------------------|----------------|------------------|----------------|----|-----|-------|------|----|-----|-------|-------|----|-----|------|------|--------|---|-------|-------|------|-------|--------|--------|
| 学科 | 収容定員 | 必要専任教員数 (教授数) | 専任教員数 (教授数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営 | 500 | 10(5) | 9(4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済 | 520 | 10(5) | 11(6) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 180 | 8(4) | 8(4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ACB・教養 | - | 15(8) | 15(9) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大学全体 | 1,200 | 43(22) | 43(23) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 優れた点 | グループ連絡会議という独自の組織をおくことにより、各学科及び教員間で円滑に連携・協力がなされている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改善を要する点 | 経営学科の専任教員数は必要数よりも 1 名少ない状況であるが、2026 年度 4 月に教授として着任予定の教員がおり、それによって必要数を満たすことになる。女性教員比率は改善の余地がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|---|
| | 学校教育法 | |
| ① | <p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学学則 第 37 条(学部教授会) ○青森公立大学学部教授会規程 第 3 条(審議事項) |
| | 大学設置基準 | |
| ② | <p>第七条(教育研究実施組織等) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学学則 第 9 条(組織) ○大学 HP ・教育研究上の基本組織 ・教員紹介 ○公立大学法人青森公立大学 教員採用及び昇任規程 第 3 条の 2(教員の資格) 第 4 条(教授の資格) 第 5 条(准教授の資格) 第 6 条(講師の資格) ○認証評価共通基礎データ ○青森公立大学グループ連絡 会議要綱 |
| ③ | <p>第八条(授業科目の担当) 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者(以下「指導補助者」という。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学学則 第 2 章学部通則 ○大学 HP ・科目編成表(履修モデル) ・シラバス ・学生便覧 ○教員の担当授業に関する申し合わせ ○TA 研修マニュアル |
| ④ | <p>第十条(基幹教員数) 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○大学 HP ・教員数(2025年5月1日現在) 等 ○認証評価共通基礎データ ○就任同意書 |

| |
|---|
| <p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。 大学設置基準等の一部を改正する省令(令和 4 年 9 月 30 日文科科学省令第 34 号) 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定(以下省略)</p> |
|---|

□ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 教授会及び大学院運営会議

本学大学院では、大学院学則第 8 条により、研究科教授会を置いている。青森公立大学研究科教授会規程に定めるとおり、研究科長を議長とし、経営経済学研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師、また事務局長、グループリーダー、チームリーダーのうち事務局長が指名する 3 名以内の者によって構成される。研究科教授会は、定例(年 5 回)、臨時(2024 年度 5 回)が開催され、学生の入学、課程の修了、学位授与など教育研究に関する事項について審議している。

また研究科の教学に係る学内諸規程に基づく手続きを円滑に進めるために、研究科長を補佐する 2 名の教員、大学院事務を所掌する事務職員を構成員とする大学院運営会議を設置している(大学院運営会議要綱)。

2. 教員組織

大学院における授業及び研究指導は、大学院学則第 10 条の定めるところにより、本学教員のうちから選考された教授、准教授及び専任の講師が担当する。これら教員は経営経済学部との兼務である。また、研究科教授会が必要と認めた場合は、非常勤講師が担当することができる。

博士前期課程において専任教員が担当する科目数(演習科目を除く)は 23(62.2%)、非常勤講師が担当する科目数は 14 である。博士後期課程では、専任教員が担当する科目数(演習科目を除く)は、7(63.6%)、非常勤講師が担当する科目数は 4 となっている。

3. 教員の配置状況及び研究指導教員

大学院に配置する教員数等については、表のとおり、大学院設置基準に照らして必要な教員数を確保している。専任教員の年齢構成は、70 代 2 名、60 代 1 名、50 代 8 名、40 代 4 名で、50 代が中心となっている。70 代の 2 名は 72 歳未満の教育担当特別教授である。

また、研究指導を担当する教員は、博士前期課程において 14 名、博士後期課程においては 5 名である。

4. 教員の選考、業績評価等

学部担当教員との兼務であることから、教員の採用及び業績評価は学部と共通である。博士前期課程の授業科目は、経営

経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有する教授が担当することになっており、大学院運営会議において科目適合性について確認している。このほか、研究科長の発議により研究科教授会に設ける審査委員会において適任とされた准教授・専任の講師が、担当することができる(2009 年 11 月 18 日第 3 回臨時研究科教授会「青森公立大学大学院科目担当教員について」及び「青森公立大学大学院科目担当教員について」における審査基準について(申し合わせ))。なお、研究指導担当についても審査委員会による審査を必要とするが、上記申し合わせにおいて科目担当審査に準ずる基準となっていることから、担当する博士前期課程の科目が開講された翌年度から博士前期課程の研究指導担当教員となるのが通例となっている。

また、上記申し合わせにより、博士後期課程の科目は博士後期課程の科目担当教員から構成される審査委員会の審査によって適任とされた教授・准教授が担当する。研究指導担当教員は、既に研究指導を担当している教員 3 名による審査委員会によって適任とされた教授である。

博士後期課程の研究指導教員を増やすため、博士前期課程・後期課程とも、科目適合性及び教育・研究業績を確認の上、できるだけ専任教員が大学院科目を担当するよう、進めている。

〈経営経済学研究科〉

| 専攻名 | 教員の配置状況 | | |
|-------------|---------|-------|----------|
| | 研究指導教員 | うち、教授 | 研究指導補助教員 |
| 経営経済学(博士前期) | 14 人 | 10 人 | 1 人 |
| 経営経済学(博士後期) | 5 人 | 5 人 | 3 人※ |

※2024 年度第 5 回研究科教授会(2025 年 3 月 21 日)において、地方財政論特別研究を廃止し地域経済学特別研究を新たに設けるという履修規程の改正が行われたことを受け、2025 年 5 月 1 日現在、担当教員の業績審査を行っている。7 月の研究科教授会において審査結果を審議し、2025 年度秋学期から開講予定である。これに伴って 4 人となる予定である。

| | |
|---------|---|
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | |
| 改善を要する点 | 今後の課題として、博士後期課程を担当する専任教員を増やすことによって研究指導補助教員を増やし、研究指導教員数を確保していく必要がある。 |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| | 大学院設置基準 | |
| ① | <p>第八条(教育研究実施組織等) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p> | <p>○青森公立大学学則 第4条(大学院) 第9条(組織) ○青森公立大学大学院学則 第2章課程、研究科及び専攻 ○大学HP ・教育研究上の基本組織 ・大学院教員紹介 ○公立大学法人青森公立大学 教員採用及び昇任規程 第3条の2(教員の資格) 第4条(教授の資格) 第5条(准教授の資格) 第6条(講師の資格) ○認証評価共通基礎データ</p> |
| ② | <p>第九条(教育研究実施組織等) 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと(工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織)に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p> | <p>○公立大学法人青森公立大学 教員採用及び昇任規程 ○青森公立大学大学院科目担当教員について及び審査基準(申し合わせ) ○認証評価共通基礎データ</p> |
| ③ | <p>第九条の二(一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織) 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数(以下「一定規模数」という。)以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数(「一定規模数」)については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p> | 該当なし |

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|--|
| <p>1. 入学者選抜</p> <p>本学の教育理念、アドミッション・ポリシー及び求める人材像に基づいて入学者選抜を行っている。選抜方法は、一般選抜(前期日程・後期日程)、総合型選抜(総合型選抜Ⅰ・総合型選抜Ⅱ)、学校推薦型選抜(県内・県外)である。各選抜試験の方法は、青森公立大学入学者募集要項に定める。入学の資格等は学則 24 条から 28 条に定め、学生募集や入学者選抜の基本方針等は、前年度の入試結果等を踏まえ、入試戦略会議において審議される。各選抜試験の実施とその管理運営は、入試委員会が行っている。一般選抜試験における作題では、教科ごとに作題チームが設置され、そのチームが中心となり作題と採点を行う。合否判定は、入試委員会、教授会の審議を経て、学長が決定する。また、2019 年には問題チェックの必要性とその体制の検討が学長の指示のもと、入試委員長をはじめとするワーキンググループで進められた。そして 2020 年以降チェック担当者による問題チェックを実施している。</p> | <p>授業科目は 1 単位が 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成すること、1 年間に修得できる単位数に上限があることを学生便覧に明記している。授業期間は前期・後期にそれぞれ 15 週の授業期間と 1 週の試験期間を設定している。学生が各学科の教育課程を体系的に理解し、自らキャリアのための履修計画を立てるため、それぞれの学科において DP に基づいた科目編成表及び履修モデルが作成されている。教育課程は概ね 4 年から 5 年ごとに、カリキュラム改正に係るワーキンググループ(カリキュラム検討委員会)で審議され改正されている。そして 2024 年度、現行教育課程について検討するためにワーキンググループが設置され、協議が進んでいる。</p> |
| <p>2. 教育課程の編成・授業</p> <p>本学の教育目的である「経営経済の専門性をもった教養人の育成」のため、学部及び各学科のディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)を定め、それに基づいて必要な授業科目を開設している。広く人間社会に関わる豊かな市民的教養を涵養するために、アカデミック・コモン・ベーシックス(ACB)科目、教養科目、キャリア科目を開設している。そして、経営経済の専門教育を施すために各学科の専門科目を置き、体系的な教育課程を編成している。編成された教育課程は、学則及び履修規程に示されている。</p> | <p>3. 成績評価基準・卒業認定要件</p> <p>成績評価は、履修規程に即して適正に行われている。各科目の到達目標及び評価方法はシラバスに明示されている。2025 年度より、科目が該当する DP をシラバスに明記することとした。また、シラバスはシラバス作成要項に基づき、教務担当会議により確認、承認されたものを公表する。</p> |
| <p>ACB とは、現代社会の国際化、情報化に対応する教育プログラムであり、外国語科目、コミュニケーション科目、情報科目、そして初年次教育である「学習導入演習」を基礎科目として開設している。キャリア科目は、1 年次前期必修科目の「大学基礎演習」をはじめ、キャリア意識の向上を図る科目が配置されている。教養科目は、人文科学系、社会科学系、自然科学系の科目を幅広く学べるよう、第 1 群(人間と価値)、第 2 群(文化と社会)、第 3 群(環境と科学)に分かれており、各群 2 単位以上の履修を求めている。各学科の専門科目は、それぞれの特徴に基づき、基礎科目、基幹科目、展開科目に区分されている。また、より専門的な学修が行えるよう、各学科、教養、ACB で、少人数による演習科目を開設している。</p> | <p>成績評価基準は、A、B、C、D、F の 5 段階である。その評価基準の定義は、履修規程及びシラバス作成要項に記載されており、「当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している」とされる D 以上の成績で単位取得が認められる。各科目の成績評価は、シラバスの評価基準にもとづき担当教員が厳正に行っている。成績評価の客観性・厳格性を担保するため、成績評価に疑義がある場合に申し立てを行うことができるよう成績評価疑義申立制度が整備されている。その際、学生は教員に評価の内容を確認した後、事務局に申し立てを行う。また、GPA 制度を導入しており、学生には入学時オリエンテーション及び「大学基礎演習」において説明している。学生への成績通知の際は、当期 GPA、累積 GPA 及び EPX 成績チャートによる DP との関連を示す GPA を示している。卒業研究の成績評価基準も、履修規程に基づくものである。2025 年度より、演習科目・卒業研究においても、各担当教員のシラバスにその到達目標及び成績評価を明記することとした。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>GPA 制度を大学教育の基礎に置き、教育の内部質保証を実現している。さらに EPX 成績チャートなどによって、履修モデルに基づいて、各学生の履修状況を可視化している。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | <p></p> |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|---|
| | 大学設置基準 | |
| ① | <p>第二条の二(入学者選抜) 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学学則 第 24～28 条 ○ 経営経済学部 3 つのポリシー ○ 青森公立大学入試戦略会議規程 ○ 青森公立大学入試委員会規程 ○ 青森公立大学学部教授会規程 |
| ② | <p>第十九条(教育課程の編成方針) 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学学則 第 13 条(授業科目) 第 19 条(卒業及び学位) ○ 青森公立大学経営経済学部 履修規程 ○ 青森公立大学学位規程 ○ 大学 HP <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営経済学部 3 つのポリシー ・ 各学科の特色、人材育成モデル、履修モデル (経営、経済、地域みらい) |
| ③ | <p>第二十条(教育課程の編成方法) 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学経営経済学部 履修規程 |
| ④ | <p>第二十一条(単位) 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学学則 第 17 条(単位の基準) ○ 青森公立大学経営経済学部 履修規程 第 2 条(授業科目、授業を行う年次、単位数及び履修方法) ○ 学生便覧 |
| ⑤ | <p>第二十二条(一年間の授業時間) 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学 HP <ul style="list-style-type: none"> ・ 学事暦 ○ 事務局学事暦作成要領 |
| ⑥ | <p>第二十三条(各授業科目の授業時間) 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学学則 第 11 条(学年及び学期) ○ 大学 HP <ul style="list-style-type: none"> ・ 学事暦 |
| ⑦ | <p>第二十五条(授業の方法) 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学学則 第 13 条の 2(授業の方法) ○ 大学 HP <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス |
| ⑧ | <p>第二十五条の二(成績評価基準等の明示等) 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学学則 第 15 条(試験)、第 16 条(単位)、第 18 条(卒業所要単位)、第 19 条(卒業及び学位) ○ 青森公立大学経営経済学部 履修規程 第 7 条(授業科目の成績評価)、第 8 条(試験及び追試験)、第 13 条(卒業要件) |
| ⑨ | <p>第二十七条(単位の授与) 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学 HP <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス ・ EPX 成績チャート ○ シラバス作成要項 ○ 学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> V 試験及び成績評価 7. 成績評価 ・ 成績疑義申立制度 |
| ⑩ | <p>第二十七条の二(履修科目の登録の上限) 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学経営経済学部 履修規程 第 4 条(履修の制限) ○ 学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> ・ IV 履修(5 履修方法(2)履修登録上の注意事項) |

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 入学者選抜

本学大学院の入学者選抜は、大学院学則第1条に定める目的に基づき、経営経済学専攻の求める学生像を示したアドミッション・ポリシー(博士前期課程、博士後期課程)を定め、選抜試験を実施している。試験は年2回である。アドミッション・ポリシーは、大学院パンフレットに記載する他、学生募集要項ではこれに加えて入学者選抜実施方針も明記し、選抜説明会において説明している。入学者選抜実施方針は、大学院FDでの検討を経て、研究科教授会での審議により定めている。

博士前期課程の選抜区分は、一般選抜、社会人選考選抜・推薦選抜、学内推薦選抜(I期募集のみ)であり、いずれも研究計画書を中心とした書類審査と口述試験によって選抜される。博士後期課程の選抜区分は、一般選抜と社会人特別選抜であり、いずれも研究計画書、修士論文等の書類審査、筆記試験(一般選抜のみ)、口述試験によって選抜される。

入試に関する基本方針は入試戦略会議が決定し、実施に関する事項については大学院入試委員会が所掌する。可否の判定は研究科教授会の審議事項である。

2. 教育課程の編成、授業及び研究指導

本学研究科では、博士前期課程・後期課程ともにディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシー(博士前期課程、博士後期課程)に沿って教育課程を編成している。教育方法、授業科目、単位数等については、[青森公立大学大学院履修規程](#)で定めている。

博士前期課程においては、基礎演習、基礎講義科目を必修とし、専修ごとに基幹科目(選択必修)、展開科目(選択)を設け、研究の基盤となる科目を明示している。学生は主査の教員が属する専修を選び主査の科目を履修するが、教育理念でも謳う「経営学アプローチと経済学アプローチの複眼的な視点」を養うため、他の専修の科目の履修も勧めている。博士後期課程では、論文作成のための演習を中心とし、経営学分野と経済学分野の特別研究科目を置いているほか、複眼的な視点を養うため、異なる分野を研究する複数教員による総合演習科目を選択必修としている。

複眼的な視点を養うという点においては、博士前期課程・後期課程ともに、複数教員による研究指導体制をとっている。主査1名を入学年度の9月までに決定した後、当該年度の年度末を目指して他の専修を含む教員の中から2名を副査として

決定する(研究科学生便覧等に明記)。主査は入学年度においては9月末、それ以降は5月末までに、指導する学生と相談の上、研究指導計画を作成、研究科長に提出することとなっている。この研究指導計画は副査と共有される。副査は学位請求論文の審査にとどまらず、積極的に研究指導に関与する。

また、博士前期課程では大学祭にあわせたポスター発表が、後期課程では2月に研究報告会が実施される。こうした研究発表の場は、学生の研究を推進するとともに、研究科所属の全教員が研究の進捗状況を把握し、コメントする機会となっている。これら履修に関する事項及び年間スケジュール、研究指導のフローに関しては学生便覧に記載するとともに、各学期開始前の大学院オリエンテーションで説明を行っている。

3. 成績評価基準及び修了判定基準

単位認定・評価の基本方針は、大学院学則第16条で、評価の方法・成績評価基準については大学院履修規程に定め、学生便覧にも記載がある。それを基に、各科目のシラバスではそれぞれの内容に沿った具体的な評価方法、評価基準を示すこととしている。シラバスの様式についての検討、提出されたシラバスの確認は大学院運営会議が担当する。演習科目については研究指導が中心となることから、受講生の研究テーマにあわせて内容・評価方法が定まる可能性が高い。このため、第1回の授業において、これらを教員と受講生で相互に確認し、事務局に報告することとし、その旨をシラバスに記載している。実際の運用が基準と異なる場合は、学生は授業評価アンケートで申し出る機会があるほか、事務局に疑義申立てできる旨、オリエンテーション等で説明している(2025年度以降、成績通知に文書同封予定)。申立てがあった際は、大学院運営会議において学生・教員の双方から事情聴取の上、審議する(2022年度1件)。なお、現行の成績評価基準は2024年度の研究科教授会で決定後、大学院FDで継続して検討を行っている。学位論文の審査基準は学生便覧に明記されている。

博士前期課程の修了要件は、大学院学則第21条に、後期課程は第22条に定めている。修了・学位取得のための具体的な手続きは、青森公立大学学位規程及び学位認定に係る要綱等によって示されている。学位授与の可否は、研究科教授会が、学位論文審査委員会の審査報告を基にディプロマ・ポリシーと照らし合わせて判定し、学長が学位を授与する。ディプロマ・ポリシーは、学生便覧等に記載されている。

| | |
|---------|---|
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | 本学大学院の教育理念の達成のために、複数教員による研究指導をはじめとした具体的な仕組みが整えられている点。 |
| 改善を要する点 | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|---|
| | 大学院設置基準 | |
| ① | <p>第一条の三(入学者選抜) 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の第二項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学大学院学則第28条(入学者の選考) ○ 博士前期課程3つのポリシー ○ 博士後期課程3つのポリシー ○ 青森公立大学入試戦略会議規程 ○ 青森公立大学大学院入試委員会規程 ○ 青森公立大学研究科教授会規程 ○ 青森公立大学大学院学則 |
| ② | <p>第十一条(教育課程の編成方針) 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学大学院履修規程第2条(専修、授業科目、単位数及び履修方法) ○ 青森公立大学大学院履修規程第14条(授業科目及び単位数)、第7章 課程の修了要件及び学位の授与 ○ 青森公立大学大学院履修規程第2条(専修、授業科目、単位数及び履修方法) ○ 大学HP ○ 博士前期課程ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、授業科目、履修モデル ○ 博士後期課程ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、授業科目、履修モデル |
| ③ | <p>第十二条(授業及び研究指導) 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学大学院学則第12条(教育方法) ○ 青森公立大学大学院履修規程第3条(研究指導) ○ 青森公立大学大学院学則第19条(他の大学院における授業科目の履修等) ○ 青森公立大学大学院科目担当教員について及び審査基準(申し合わせ) ○ 2009年度第3回臨時研究科教授会議事録 ○ 青森公立大学大学院学則第16条(単位の認定) ○ 第17条(単位の基準) ○ 第7章 過程の修了要件及び学位の授与 |
| ④ | <p>第十三条(研究指導) 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導(共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。)を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学大学院履修規程第3条(研究指導) ○ 青森公立大学大学院学則第19条(他の大学院における授業科目の履修等) ○ 青森公立大学大学院科目担当教員について及び審査基準(申し合わせ) ○ 2009年度第3回臨時研究科教授会議事録 ○ 青森公立大学大学院学則第16条(単位の認定) ○ 第17条(単位の基準) ○ 第7章 過程の修了要件及び学位の授与 |
| ⑤ | <p>第十四条の二(成績評価基準等の明示等) 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学大学院履修規程 ○ 青森公立大学学位規程 ○ 青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱 ○ 青森公立大学大学院学則第24条第2項に定める博士学位論文審査等に関する要綱 ○ 大学HP ○ 博士前期(修士)課程 ○ 博士後期(博士)課程 ○ シラバス ○ 大学院開講科目についてのご案内 ○ 学生便覧 ○ 【博士前期課程】 ○ V 試験、成績評価及び修了要件 ○ 4 修士論文(研究調査)作成について ○ 【博士後期課程】 ○ V 試験、成績評価及び修了要件 ○ 4 博士論文の作成・提出及び審査について ○ 2025年度大学院のスケジュール ○ 大学院研究指導計画 ○ 研究指導計画様式 ○ 青森公立大学大学院学則 |
| ⑥ | <p>第十五条(大学設置基準の準用) 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条、第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条(第四項を除く。))の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五条第一項において「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。))における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項(第二項において準用する場合を含む。))と、「第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程(履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。))を履修する者」と読み替えるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森公立大学大学院履修規程第2条(専修、授業科目、単位数予備履修方法)、第7条(試験)、第8条(成績評価) ○ 大学HP ○ 大学院学事暦 ○ 学生便覧 ○ 【博士前期課程】IV履修 1単位列 ○ 【博士後期課程】IV履修 1単位列 |

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|---|
| <p>1. 校地・校舎、附属施設、施設・設備等</p> <p>①校地・校舎</p> <p>本学のキャンパスは、青森市合子沢に所在する 1 か所のみであり、校地面積は、134,222 m²(校舎敷地 110,222 m²、運動場用地 24,000 m²)で必要面積 12,000 m²に対し約 11.2 倍と学生が交流、休息、その他利用に十分な空地を有している。</p> <p>校舎面積は、20,960 m²で必要面積 6,280 m²に対し約 3.3 倍と十分な面積を有している。</p> <p>講義室は、大講義室 1 室、中講義室 4 室、小講義室 12 室の計 17 室有している。面積は計 1,875 m²、収容人数は在籍学生数を超える計 1,593 人であり、学科、課程または講義の受講者数に対応した使用を可能としている。</p> <p>演習室は、28 室有している。面積は計 965 m²、収容人数は計 520 人であり、主に研究室のゼミ活動で使用している。</p> <p>情報処理関連として、パソコン実習室、アクティブラーニング室、自習室があり、学生が自由に使用できる約 140 台のパソコンを備え付けている。情報系の講義やゼミ活動、グループワーク、レポート作成など様々な用途で使用している。</p> <p>専任教員用の研究室(29 m²/室)は、52 室有している。全員に 1 人 1 室用意できており、教育研究活動に集中して取り組める環境を提供している。</p> <p>③附属施設</p> <p>グラウンド、テニスコート、体育館といったスポーツ施設、講堂、交流ホールといった文化施設を有しており、体育の講義のほか、サークル活動や委員会活動などの課外活動で活用されている。また、敷地内には宿泊を伴うゼミ活動等で利用できる国際交流ハウスやアートを身近に感じられる国際芸術センター青森が設置されている。</p> <p>このほかにも、食堂・売店コーナー、喫茶室(弁当販売)、自動販売機・休憩コーナー、看護師が常駐する保健室などの福利厚生施設を設置しており、多くの学生に利用されている。</p> <p>④施設・設備等</p> <p>学内の施設・設備については、日常または定期的な点検により、緊急性、必要性、コストなどを勘案しつつ、インフラ長寿命化計画に基づく効果的・効率的な修繕等の整備を行っており、各棟の屋上防水や受電設備更新などの大規模修繕・改修は、設立団体である青森市の施設整備費補助金を活用して計画的に実施しており、講義室の机・椅子・映像・音響機器等についても予算の状況を見ながら順次更新している。</p> | <p>所有する資産、備品については、当該物件にシール貼付(貼付可能なものに限る)のうえ、台帳で管理しており、随時確認しているほか、総点検を年 1 回実施し、各物件の所在や状態等の確認をしている。</p> <p>バリアフリー対応については、障がい者用駐車スペース、バリアフリートイレ、エレベーター、段差解消スロープ・手すりなどを整備している。安全・防犯面では、各所に屋外灯、AED を設置しているほか、本部棟の防災センターには 7 時 30 分～22 時の間、専門の警備員が常駐しており、巡回警備を行うとともに、火災や不法侵入等の不測の事態に備えており、また、22 時～7 時 30 分は機械警備を行っているなど、誰もが安全安心して施設を利用できる環境づくりに取り組んでいる。</p> <p>2. 附属図書館</p> <p>所蔵図書は 2025 年 5 月 1 日現在、194,548 冊(そのうち洋書 44,870 冊)であり、所蔵雑誌種数は 1,102 誌(うち外国語 714 誌)である。</p> <p>図書館面積 3,337 m²のうち、閲覧スペースは 958 m²、事務室面積は 32 m²である。書架の収容可能冊数は 23 万冊である。</p> <p>本館は全開架式となっており、館内に設置された 6 台の端末で、資料の検索や、データベース、オンラインジャーナルを閲覧することができる。</p> <p>本学図書館における図書館資料の収集及び選定は、図書館長を委員長とする各教員で構成される「図書館資料選定委員会」において、青森公立大学図書館資料収集方針の基本方針に基づき、入門的資料から研究等で必要とされる専門的資料まで幅広く収集している。</p> <p>【基本方針】</p> <p>(1)資料の収集に当たっては、学生の学習活動を支援する機能、教員の教育・研究活動を支援する機能の両者を充実させるように体系的に収集する。</p> <p>(2)教育、研究活動を通じて必要とされるレファレンス資料を幅広く収集する。</p> <p>(3)学生の人間形成に資する資料はジャンルを問わず幅広く収集する。</p> <p>図書館運営の体制としては、図書館長(教員 1 名)をはじめ、専任職員(兼務)3 名、嘱託職員 2 名(うち兼務 1 名、司書資格保有者 2 名)、臨時職員 5 名(うち司書資格保有 1 名)の計 11 名体制(うち兼務 4 名)で利用者のサポートに当たっている。</p> |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | 青森市との協議で決定するインフラ長寿命化計画に基づいて、効果的・効率的な修繕整備を行いつつ、大規模修繕・改修についても補助金を活用して計画的に実施している。 |
| 改善を要する点 | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|--|
| | 大学設置基準 | |
| ① | <p>第三十四条(校地) 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○大学案内 ・大学施設紹介 ○大学 HP ・キャンパスマップ ・主要施設の概況 ・学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模 ・学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模 ・教員研究室 ・インフラ長寿命化計画 ・学生便覧 |
| ② | <p>第三十五条(運動場等) 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p> | (同上) |
| ③ | <p>第三十六条(校舎) 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p> | (同上) |
| ④ | <p>第三十八条(教育研究上必要な資料及び図書館) 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学図書館 HP ○青森公立大学図書館規程 ○青森公立大学図書館管理要綱 ○青森公立大学図書館運営委員会規程 ○青森公立大学図書館資料選定委員会規程 ○青森公立大学図書館利用規程 ○青森公立大学学術リポジトリ ○青森公立大学図書館資料収集方針 |
| ⑤ | <p>第四十条(機械、器具等) 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p> | ○ 公立大学法人青森公立大学固定資産等管理規程 |

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令(令和4年9月30日文科科学省令第34号)

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定(以下省略)

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1. 教育研究実施組織等</p> <p>学則第8条及び事務局規程に基づき、法人及び本学の事務を行う事務局を設置している。事務組織は、総務企画グループと教務学事グループ及び3つの附置機関事務室(図書館、地域連携センター、国際芸術センター青森)から組織されている。総務企画グループは総務企画チーム、財務情報管理チーム、地域連携チーム、国際教養チームの4チーム、教務学事グループには教務・学生チーム、入試・就職チームの2チームで組織されている。配置されている専任職員は、事務局長以下29名である(法人専任のプロパー職員26名、青森市からの派遣職員3名)。また、専任職員以外に各業務の特性に応じて35名の嘱託職員又は臨時職員等を配置している。加えて、教授会をはじめ、各事務局チームが所掌する事項を取り扱う各種会議・委員会(教務担当会議等)が設置されている。</p> <p>教職協働体制の実質化のため、教授会規程第2条に、教授会は経営経済学部の教員組織から全専任教員、事務局からは事務局長、グループリーダー及びチームリーダーのうちから事務局長の指名する3名以内の者によって組織すると定めている。さらに、教務担当会議や学生担当会議をはじめとする各種委員会は教員と事務職員を委員として充てている。更に、教員研究室の近くに補助員を配置し、教員と事務局の情報共有及び連携しやすい体制を整えている。</p> <p>本学は、学部及び大学院について概ね共通の事務処理を行っており、教務・学生チームにおいては学部、大学院それぞれについて職員を配置している。</p> | <p>3. 学習支援</p> <p>総合型選抜及び学校推薦型選抜試験の合格者に対して、大学共通テストの受験及び各学科における課題を課し、学習生活及びその水準の維持を図っている。そして全新入生に対し、数学と英語の入学前試験を実施し、一定の水準に満たない学生には、該当するリメディアル授業を受講させている。また、新入生オリエンテーション及び「大学基礎演習」において、大学生活を送るうえでのルールや学習の仕方、教育課程の全体像を伝えている。さらに経営学科、経済学科では、大学における学習を円滑に進めるため「学習導入演習」、地域みらい学科では各演習科目により初年次教育を行なっている。「大学基礎演習」「学習導入演習」では、各担当教員が各回の授業の欠席者や注意を要する学生を事務局に報告し、当該学生に対して面談を行う。</p> <p>1年次春学期には、学修アドバイザー制度による学生生活全般の支援を行う。それ以降は、学生担当会議の教員及び事務局教務・学生チームの事務職員、あるいはゼミ担当教員が学生支援にあたっている。更に学習補助のため、ティーチングアシスタント制度やオフィスアワーを設けている。</p> <p>成績不審者に対しては、当期GPA及び累積GPAをもとに注意喚起を行ない、基準に満たない場合は履修単位数を制限する。また、学生担当教員が面談を行う。4学期連続GPA2.00未満かつ累積GPA2.00未満の者には保証人同伴の面談を行い、退学勧告をしている。これにより退学した学生には、科目等履修生としての機会が与えられ、成績が回復した場合には再入学が可能である。なお、この科目等履修生には、学生担当会議委員による復学指導を行なっている。</p> |
| <p>2. 厚生補導の組織</p> <p>本学では、学生の厚生補導を担う組織として、事務局の教務学事グループの教務・学生チームが修学・保健衛生管理・生活相談・奨学を、入試・就職チームが進路選択・就職を主に担っている。また、教員主体の委員会としては、学生担当会議、就職指導委員会が設置されている。保健室には看護師が常駐し、健康相談や負傷・疾病などの応急手当を実施している。また、学校医が来校し医療相談も行なっている。メンタルヘルス相談室には専門のメンタルヘルス相談員が週2日來校し、定期的にカウンセリングを実施している。精神保健面に関しては外部機関との連携も行なっている。キャリアセンターは、入試・就職チーム職員に加え、企業連携推進員及び就職専門員を配置し、就職指導委員会委員と協働して業務を行っている。</p> | <p>4. 合理的配慮</p> <p>障がい等により学生が合理的配慮を希望する場合は、「修学上の合理的配慮の提供に関する対応について」に則り、事務局、保健室、メンタルヘルス相談室を窓口とし、障害者差別防止・解決委員会において協議され、適正な対応をとる。</p> |
| <p>5. 経済的支援</p> <p>学生への経済的支援として、高等教育の修学支援新制度による授業料・入学金の減免及び日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体及び民間育英団体などからの奨学金の情報を学生へ周知し、推薦を行っている。また、授業料等の分割払いや支払い猶予の制度も設けている。</p> | |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>GPAを学生支援に活用している。また成績不振で退学した学生にも復学指導を行なっている。キャリアセンターでは担当者が年間200社以上の訪問活動を行い、学生のキャリア形成を支えている。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| | <p>大学設置基準</p> <p>第七条(教育研究実施組織等) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学学則 第2節 組織 第8条(事務局) ○青森公立大学事務局規程 ○青森公立大学学部教授会規程 第2条(組織) ○公立大学法人青森公立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程 ○大学 HP ・保健衛生等 ・メンタルヘルス相談室 ・修学上の合理的配慮 ○青森公立大学就職指導委員会規程 |
| | <p>大学院設置基準</p> <p>第八条(教育研究実施組織等) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学学則 第4条(大学院) ○青森公立大学大学院学則 第2章課程、研究科及び専攻 第4条(研究科及び専攻) ○青森公立大学事務局規程 ○青森公立大学研究科教授会規程 第2条(組織) ○公立大学法人青森公立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程 ○大学 HP ・保健衛生等 ・メンタルヘルス相談室 ・修学上の合理的配慮 ○青森公立大学就職指導委員会規程 |
| | <p>関係事項</p> | |
| ③ | <p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○大学 HP ・教育システムの特徴 (学習導入演習、GPA 制度) ・修学支援 (学修アドバイザー制度、TA 制度、リメディアル授業) ・学習導入演習、大学基礎演習シラバス |
| ④ | <p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○大学 HP ・メンタルヘルス相談室 ・修学上の合理的配慮 ○公立大学法人青森公立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 |
| ⑤ | <p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○大学 HP ・大学等における修学の支援 ○公立大学法人青森公立大学授業料等規程 |

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|--|
| <p>1. 3つのポリシーの策定と点検・修正</p> <p><学部></p> <p>2008年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を受け、2009年度、学部におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及び各学科における「育成する人材像」を策定した。この3つのポリシーは時代と大学の変化にあわせ、適宜点検・修正が加えられてきた。点検・修正にあたっては、アドミッション・ポリシーは入試戦略会議、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーはカリキュラム改正に係るワーキンググループ及び学務運営会議で点検・修正案を作成、部局長会議、教育研究審議会及び教授会で審議されている。</p> <p>策定以降、2011年度、2019年度、2024年度にアドミッション・ポリシーの修正を行なっている。また、2018年度受審の大学認証評価における改善課題への対応としてカリキュラム・ポリシーを改訂し、各学科の「育成する人材像」をもとに、学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定した。さらに、2024年度にも学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの点検・修正を行うなど、継続的な点検・修正がなされている。これらのポリシーは、大学のホームページや大学案内、入学者選抜要項、学生便覧等で学内外へ公表・周知している。</p> <p><<研究科>></p> <p>本研究科は2007年度に区分制博士課程に移行し、博士課程の進行にあわせてさらに教育目標を明確化すべく、2010年に3つのポリシーが定められた。2018年に受審した外部認証評価で、「カリキュラム・ポリシーに教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方が示されていない」との指摘がなされた。これを受け、特に実施方針を実態に即した詳細な表現とすべく2021年度の大学院運営会議で検討を行い、教育研究審議会、研究科教授会の審議を経て、博士前期課程・後期課程ともに現行のように変更した。また、2023年度の大学院入試委員会、大学院FDにおいて、アドミッション・ポリシーに基づいた入学選抜実施方針を明示することについて議論が行われ、教育研究審議会、研究科教授会の審議を経て2024年度から実施するなど、大学院運営会議、大学院入試委員会で随時点検し、必要な改定を提案している。大学院の3つのポリシーは、大学ホームページ(博士前期課程・後期課程)、大学院案内や入学選抜要項、学生便覧で公表・周知している。</p> | <p>2. 3つのポリシーの特徴</p> <p><学部></p> <p>学部及び学科の3つのポリシーは、「経営経済学の専門性をもった教養人の育成」という教育目的に沿って定められている。学部のディプロマ・ポリシーは、経営学・経済学分野の知識を学び、複眼的に現代社会を捉えること、専門性をより統合的理解へと進展させること、コミュニケーションや情報リテラシー等の技能を身につけること、地域社会の発展のために積極的に関わること等ができることを求めており、身につけるべき力を具体的に掲げている。このような人材を育成するため、カリキュラム・ポリシーとして「多くのことを教えすぎない」「教えるべきことは徹底的に教える」といった教育課程編成方針、1年次からの専門教育、人文、社会、自然科学3分野の教養科目群の設置、専門性の深化のための演習科目設置など様々な観点からの教育内容の実施方針を示している。また、アドミッション・ポリシーとして、教育目的に合致した学生、入学後の学修に必要な基礎学力、意志や自己管理能力を備えた学生の受け入れを掲げている。また、学科の特徴に従って「育成すべき人材像」を定めており、各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーはその「人材像」が強く反映されたものと言える。</p> <p><<研究科>></p> <p>経営経済学研究科として、経営経済学部の教育目的に連動した「経営学と経済学についてのより高度な学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成」という教育目標の下に作成されたポリシーであり、学部との一貫性を持たせたものとなっている。</p> <p>3. 3つのポリシーの一貫性</p> <p><学部>・<<研究科>></p> <p>学部及び研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの実現に向けた教育課程の編成と実施の方針を規定している。学部各学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示す人材養成のため「履修モデルに基づき科目を配置する」としており、両ポリシーは整合している。また、そのカリキュラム・ポリシーを反映する教育課程を授業科目編成表として示し、そこに科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明示している。アドミッション・ポリシーも入学後の学修に要する能力等に照らし、基礎学力や学修に耐え得る意思等を求めている。このように本学の3つのポリシーは一貫性が確保されている。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>3つのポリシーを継続的に点検・評価する組織体制の下で継続的な見直しが行われている。ディプロマ・ポリシーと各科目との関連性を可視化した授業科目編成表を公表している。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | <p></p> |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|---|
| ① | <p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p> | <p>○青森公立大学ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念・教育目的・教育の基本方針・教育目標 ・経営経済学部3つのポリシー <p>(経営学科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科のディプロマ・ポリシー ・学科のカリキュラム・ポリシー <p>○経営学科授業科目編成表</p> <p>(経済学科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科のディプロマ・ポリシー ・学科のカリキュラム・ポリシー <p>○経済学科授業科目編成表</p> <p>(地域みらい学科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科のディプロマ・ポリシー ・学科のカリキュラム・ポリシー <p>○地域みらい学科授業科目編成表</p> <p>(経営経済学研究科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士前期(修士)課程3つのポリシー ・博士後期(博士)課程3つのポリシー |

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1. 大学の理念等の公表と周知</p> <p>本法人と大学の目的は、青森公立大学定款、青森公立大学学則で定めている。そして、本学ホームページで、基本理念や教育目的、教育の基本方針、教育目標を公表している。</p> <p>また、大学案内(パンフレット)には、大学の理念、学部・研究科の内容を明記している。大学案内は青森県内の全高等学校をはじめ、全国約 4,800 校に送付するとともに、オープンキャンパス、進学説明会、高校関係者との懇談会等でも配付し、高等学校、受験生及び保護者に対して、十分な周知を行なっている。また、学生には入学時に配布される学生便覧や入学時オリエンテーション等で、教職員には学生便覧や新規採用時に配付される青森公立大学規程類集で周知される。</p> <p>研究科については、大学院学則に目的を定めるほか、大学院パンフレットに教育理念を記載するとともに、教育理念・教育目標を本学ホームページの大学院・教育課程ページに掲載している。大学院パンフレットは年6回の選抜説明会や大学院公開セミナーでの配布、また県内 10 大学・北海道東北の国立大学・全公立大学の計 142 校、県内主要事業所等 101 件に郵送による配付を行っている。また、入学後のオリエンテーションや学生便覧の配付により、在学生に対しても、教育理念・目的の周知を図っている。</p> <p>2. 3 つのポリシーの公表と周知</p> <p>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、いずれも本学ホームページの学部・学科案内ページにおいて公表されている。また、本学志願者に対しては、大学案内(パンフレット)、入学者選抜要項を通して3つのポリシーを公表しており、学生に対しては、入学時に配布される学生便覧に 3 つのポリシーを掲載、周知している。学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは学生便覧において、各学科の育成する人材像、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針として記載されている。また各学科のカリキュラム・ポリシーは履修モデルを基にして策定されたものであり、「入学者オリエンテーション」や必修科目「大学基礎演習」で、学生に履修モデルを意識させる形で明示され、育成する人材像すなわちディプロマ・ポリシーとともに周知されている。</p> <p>研究科は、上記「1.大学の理念等の公表と周知」と同様の方法で公表し、周知を図っている。</p> | <p>3. 教育研究活動等の状況についての情報の公表</p> <p>学校教育法施行規則第 172 条の 2 によって規定されている教育研究活動等の状況に関する情報の公表は、本学ホームページに情報公表ページを設置し、上記規則第 1 号から第 10 号に対応する形式で公表している。</p> <p>教育研究上の基本組織については、ホームページの情報公表ページでの記載に加え、法人情報ページにおいて組織図を示している。教育研究実施組織、教員の数等は情報公表ページ、各教員が有する学位及び業績は、教員一覧(教員紹介)ページにおいて公表されている。また、情報公表ページには、入学者数、収容定員、在学生数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数、進学及び就職等の状況、外国人留学生数をその推移も含め掲載している。授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関しては、情報公表ページに学事歴や授業科目編成表、シラバスを掲載し、教職員及び在学生に対しては学生便覧を配布し周知している。学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準、校地、校舎等の施設及び設備等、授業料、入学料等、各種学生への支援についても、情報公表ページにおいて公表している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 及び 8 に基づき、公開すべき教員の養成の状況や自己点検の状況についても、ホームページで公開している。入学者の選抜に関することは、本学ホームページの情報公表ページ及び「入学希望の方へ」のページ等で公表している。</p> <p>研究科も上記の情報公表ページに基本的な事項を掲載するとともに、本学ホームページの大学院教員紹介において、各教員が担当する科目のシラバスを掲載している。授業の方法、科目編成、評価の方法等については、大学院履修規程、学生便覧に記載し、在学生及び教員への周知を図っている。</p> <p>4. 情報公表体制の整備</p> <p>大学ホームページは、総務企画グループ財務情報管理チームが管理している。ホームページにおける大学の各種情報の公開は、それぞれ業務を所掌する事務局チームの担当者が作成し、それを財務情報管理チーム担当者に掲載の依頼をする形で行われている。学生便覧は教務・学生チームが毎年度末に作成し、教務担当会議をはじめとする各種委員会に所属する教員が確認・校正している。また、大学案内等は総務企画チームが統括して作成している。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>法令に基づき、教育研究活動の状況に係る情報を、ステークホルダー毎に適切なメディアを選び公表している。学生に対しても、必修科目の中で情報の周知を図っている。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|---|
| ① | <p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○大学 HP ・教育情報の公表 ・地域連携センター地研ニューズレター |
| ② | <p>学校教育法施行規則</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること。 七 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院(第二号については、専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人青森公立大学定款 ○青森公立大学学則 ○青森公立大学大学院学則 ○大学 HP ・公立大学法人青森公立大学基本理念 ・教育理念・教育目的・教育の基本方針・教育目標 ・大学案内(大学概要、学部・学科案内、大学院案内、法人情報) ・情報公表 ・大学院教育課程 ・地域連携センター地研ニューズレター ・入学希望の方へ ・入学者選抜実施状況 ・デジタルキャンパス(動画・大学案内パンフレット) ・経営経済学部の3つのポリシー ・経営学科のディプロマ・ポリシー ・カリキュラム・ポリシー ・経済学科のディプロマ・ポリシー ・カリキュラム・ポリシー ・地域みらい学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー ・学部教員紹介 ・大学院教員紹介 ・教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する教員養成の状況に関すること ・教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく情報公開 ○学生便覧(学部) ○学生便覧(大学院) ○青森公立大学経営経済学部履修規程 ○青森公立大学大学院履修規程 ○青森公立大学大学院 2025(大学院パンフレット) ○2026年度入学者選抜要項(暫定版) ○「大学基礎演習」シラバス ○「大学基礎演習」マニュアル |

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1. 自己点検・評価の体制</p> <p>本学の質保証体制は、学長を委員長とする「自己評価委員会」を中心に機能している。点検評価ポートフォリオ 4 ページの内部質保証体制図に示す各組織は、各委員会規程に示す所掌事項により設定された項目について自己点検・評価・改善活動を行い、懸案事項等を取りまとめて自己評価委員会に報告する。自己評価委員会は本学の質保証に係る各委員会の業務内容の把握と評価及び必要に応じた改善の指示を行う。</p> <p>自己評価委員会は、学長と 5 人の部局長に 4 人の特別補佐を加えた委員から組織され、学長を中心とする本学の内部質保証を行う中心的な組織として位置づけられている。</p> <p>また、予算措置等の法人との連絡や調整に関する重要事項を横断的に把握・検討する機関として「戦略会議」が、改善・向上に関わる審議を担い、最終的に理事会で決議している。</p> <p>なお、前回の認証評価での指摘事項に関しては、その内容に応じて、「学務運営会議」「大学院運営会議」が自己点検・評価して改善策を策定し、「部局長会議」及び「教育研究審議会」での審議・承認を経て、改善策を実行・公表した。具体的には、</p> <p>① 学修成果の測定に努めているものの、学位授与方針に示した学修成果を十分に把握できていないという指摘がされたことに対して、2019 年度に、学科の履修モデルごとの達成度を GPA チャートで可視化し、学生ごとに把握する「EPX システム」を整備し、学生の個別指導に用いるなど、把握結果を有効活用した。さらに 2021 年度に学科ごとの「育成する人材像」を学科の学位授与方針(DP)と位置づけ、DP と科目群との関連を整理し、DP に示した学修成果と直接関係する科目群ごとの達成度を可視化する EPX を完成させ、2022 年度から本格導入した。</p> <p>② 教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考えを示していないため、学位授与方針の内容を具体的に反映するよう改善が求められたことに対しては、2021 年度に策定した新たな学科ごとの学位授与方針(DP)に対応した新たな教育課程の編成・実施方針(CP)を策定した。</p> <p>これら自己点検・評価及び改善結果は「点検・評価報告書」「改善報告書」として HP で公表している。内部質保証活動のスケジュールは、これまで認証評価の受審に合わせて 7 年間に数度の自己点検・評価を行ってきた。2025 年度より各年度毎に自己点検・評価活動を進めることとする。</p> | <p>2. 組織的な研修等</p> <p>本学教職員の研修を所管する組織として、FD・SD 推進委員会がある。そして、教職員合同の FD・SD(ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント)研修会を年 2 回実施している。その企画は、春学期に学部、秋学期に大学院を対象として、それぞれ FD・SD 推進委員会委員である学部長と研究科長が立てている。この研修会は、教員の教育スキル、授業内容の問題点とその改善方法等だけではなく、学部全体の教育課程の方針・カリキュラム改訂等についての議論の場としても活用している。研修会後には参加者アンケートを実施し、次回以降の改善に努めている。また、教職員に対して、研究費の使用等への意識の徹底を図るため、公的研究費の不正使用の防止等に関する研修を毎年実施している。</p> <p>3. 学修成果を把握する取組み</p> <p>各授業の最終回において、その授業の履修者に対する授業評価アンケートを実施している。アンケート項目は教務担当会議が検討し適宜見直しを行う。授業評価アンケートは各項目の分布及び平均値が算出され、個々の授業の結果とともに授業担当者に示される。各授業担当者はアンケート結果に対して回答書を作成し、学生に対するフィードバックを行うと共に、次期シラバスに改善内容を記す。アンケート結果は回答書とともに学内向けに図書館で公開される。これにより、授業評価アンケートは、学修成果の把握と授業改善に生かされている。</p> <p>卒業期にも、卒業生を対象とするアンケートを実施し、学生の 4 年間を通したディプロマ・ポリシーの達成度について調査を行なっている。その調査結果は学生担当会議により分析・検討され、教授会に報告される。</p> <p>研究科では、主査 1 名、副査 2 名の指導体制により、定期的に教員が研究の進捗状況を確認できる仕組みをとっている他、毎年、主査が学生と話し合いながら研究指導計画を作成しており、この過程で学生と教員の間での研究成果及び進捗状況に関する情報共有がなされている。研究指導計画は副査にも共有される。</p> <p>また、博士前期課程 1 年次の大学祭にあわせた自由課題発表(ポスター発表)、修士論文提出年次の 10 月に行われる中間発表会、博士後期課程では毎年 2 月に行われる研究報告会のほか、博士論文提出の予備審査における公開報告会で研究科所属の全教員が院生の研究進捗状況を把握し、コメントする機会を設けている。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みとして自己評価委員会を設置し、大学全体の内部質保証活動をおこなっている。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | <p>認証評価の 7 年サイクルの期間に、数度の自己点検・評価・改善の活動を実施する内部質保証システムを機能させているものの、その頻度が少ないことから、2025 年度より年度毎に実施する。</p> |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|---|
| | 学校教育法 | |
| ① | <p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p> | <p>○公立大学法人青森公立大学定款 第2節教育研究審議会 第22条(設置及び構成) 第23条(招集及び議事) 第24条(審議事項)</p> <p>○青森公立大学自己評価委員会規程</p> <p>○大学 HP ・大学評価に関すること</p> |
| | 学校教育法施行規則 | |
| ② | <p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> | 該当なし |
| ③ | <p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> | 該当なし |
| ④ | <p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p> | ○大学 HP ・ 大学評価に関すること |
| | 大学設置基準 | |
| ⑤ | <p>第十一条(組織的な研修等) 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。</p> | ○ 青森公立大学 FD・SD 推進委員会規程 ○学部 FD・SD 実施状況 |
| | 大学院設置基準 | |
| ⑥ | <p>第九条の三(組織的な研修等) 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。</p> | ○ 青森公立大学 FD・SD 推進委員会規程 ○大学院 FD・SD 実施状況 |
| | 関係事項 | |
| ⑦ | <p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p> | ○授業評価(アンケート) ○卒業期アンケート集計結果 |
| ⑧ | <p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p> | 該当なし |

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 財務の状況

地方独立行政法人法に基づき、予算、収支計画及び資金計画について中期計画及び年度計画において策定し、経営審議会の審議及び理事会の議を経て理事長が決定し、大学公式ホームページで公表している。

毎事業年度終了後、経営助言業務を委託している監査法人から地方独立行政法人法第 35 条に規定されている会計監査人の監査に準ずる形で指導を受けながら財務諸表等を作成し、その後、監事による内部監査を実施しており、財務諸表等についていずれも適正に処理されている旨の監査結果が報告されているほか、青森市地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価においても「中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。」と評価されている。

決算の状況として、過去 5 年間の損益決算の推移は表 1 のとおりである。教育研究上の目的を達成するために必要な経費は、主に学生納付金収益(授業料、入学料及び入学検定料)及び運営費交付金により確保されており、当期総損益は全ての年度において利益を計上していることから、安定した財務運営を実現しているといえる。また、運営費交付金は、人件費や光熱水費などの経費について過不足額が精算措置されているほか、退職手当など臨時費用として特別運営費交付金、更には大規模修繕・改修を実施するための施設整備費補助金が必要に応じて適切に措置されている。

費用については、2020 年度に開始された高等教育修学支援新制度の影響を除くと、2022 年度上半期まで概ね横ばいで推移してきたが、新型コロナウイルスの収束に伴う出張旅費などの業務費の増加に加え、物価高騰による物品購入費や清掃等業務の外部委託費などの一般管理費が増加してきており、予算編成方針においてマイナスシーリング 1%を設定するなど節減に努めているものの、現実的に経費抑制は難しい状況となってきた。

毎年度の経営努力による剰余金は、目的積立金として計上しており、過去 5 年間の推移は表 2 のとおりである。毎年度、残高が増加しており、中期計画に定める「教育研究の質の向上及び学生生活の充実並びに地域貢献活動の推進を図る」ための事業費に活用しているほか、大規模な資金需要への計画的な対応や想定外の臨時的な支出にも対応できる水準を維持している。

表 1 過去 5 年間の損益決算の推移(単位:百万円)

| 区分/年度 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 經常収益 | | | | | |
| 運営費交付金収益 | 426 | 505 | 480 | 526 | 501 |
| 学生納付金収益 | 816 | 807 | 806 | 812 | 807 |
| 受託研究費等収益 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| その他 | 47 | 61 | 82 | 51 | 76 |
| 計 | 1,292 | 1,374 | 1,370 | 1,390 | 1,386 |
| 經常費用 | | | | | |
| 教育研究経費等 | 250 | 351 | 360 | 385 | 399 |
| 受託研究費等 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 人件費 | 685 | 668 | 643 | 668 | 657 |
| 一般管理費等 | 314 | 316 | 322 | 298 | 351 |
| 計 | 1,252 | 1,336 | 1,326 | 1,351 | 1,409 |
| 經常損益 | 40 | 38 | 43 | 39 | △ 23 |
| 臨時損益 | △ 8 | - | - | - | 1,188 |
| 目的積立金取崩額 | 11 | 12 | 6 | 8 | 21 |
| 当期総損益 | 51 | 50 | 49 | 47 | 1,187 |

※2019年度は高等教育修学支援新制度の開始前年度、2023年度は資産見返負債の廃止年度

表 2 過去 5 年間の目的積立金の推移(単位:百万円)

| 区分/年度 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 目的積立金年度末残高 | 96 | 126 | 147 | 187 | 206 |

2. 教育研究環境の整備

① 研究に関する環境整備

基礎的及び応用的研究を推進するため、教員及び研究員に対し、個人研究費を定額配分し、一定の研究資金を確保しているほか、学長が本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究経費を支給し、教育研究活動の支援を行っている。また、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金による研究費の獲得増加に向け、事務局が情報を収集して教員に提供しているほか、申請手続に係る事務支援を行うなど研究活動推進の環境整備に取り組んでいる。

② 校舎等の環境整備

学内の施設・設備については、日常または定期的な点検により、緊急性、必要性、コストなどを勘案しつつ、インフラ長寿命化計画に基づく効果的・効率的な修繕等の整備を行っており、各棟の屋上防水や受電設備更新などの大規模修繕・改修は施設整備費補助金を活用して計画的に実施している。また、講義室の机・椅子・映像・音響機器等を予算の状況を見ながら順次更新しているほか、2024 年度には Wi-Fi 接続エリアを拡充するなど、より良好な学修環境や教育研究環境を提供できるよう取り組んでいる。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

経費節減に努めつつメリハリのある予算編成をしており、経営努力による剰余金を確保するなど、健全財政に務めている。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|---|
| | 大学設置基準 | |
| ① | <p>第四十条の三(教育研究環境の整備) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p> | <p>○大学 HP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務・業務実績 ・ 中期目標・中期計画・年度計画 ・ インフラ長寿命化計画 |
| | 大学院設置基準 | |
| ② | <p>第二十二条の三(教育研究環境の整備) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p> | (同上) |

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1. ICT 環境の整備</p> <p>ICT 環境の整備については、青森公立大学の情報システムの更新及び運用に関する事項について審議する組織として情報システム委員会を設置している。また、情報システムを安全かつ適切に運用するため、情報管理室を置き、インフラ・ネットワークの整備・運用に努めている。</p> <p>インフラ・ネットワークの整備状況としては、4 つのパソコン実習室を置いている。第 1 実習室(コンピュータ実習室)にはデスクトップパソコンを 62 台、第 2・4 実習室(アクティブラーニング室)にはノートパソコンを合計 60 台、第 3 実習室(自習室)にはノートパソコンを 20 台配備している。加えて、アクティブラーニング室にはプリンタ、電子黒板や画面共有システムなど、ICT を活用する教育研究活動のための機器が導入されている。パソコン実習室以外でも、教室にプロジェクタやスクリーンを配置している。また、講堂、大講義室などの教室、パソコン実習室、図書館、レストラン、教育研究棟 4F・5F などにフリーWi-Fi のアクセスポイントを置いている。これにより学生は自分の保有するノートパソコンやスマートフォン等でインターネットを利用することもできる。また、Wi-Fi の設備などが整備されていない教室のためには、Wi-Fi ルーターやプロジェクタを貸し出すなどして、ICT による教育研究活動の環境を整えている。</p> <p>在学生及び教職員には、学内ネットワーク及び Google アカウントを配付し、メールなど各種アプリを提供している。学内ポータルサイトによる課題管理等や Google Classroom による授業管理も利用されている。授業出欠確認には、学生証に対応したカードリーダー機器の活用も可能である。学生向けの e ラーニングサービスとしては、ナレロー(株式会社ナレロー)や Reallyenglish(株式会社 EdulinX)を提供している。また、本学の授業は対面による授業を基礎とするが、Google for Education の他、Zoom との契約を結び、オンライン授業環境を整備し、非対面授業の実施にも対応している。遠隔授業の実施は、学則 13 条の 2 の 2 項及び青森公立大学経営経済学部遠隔授業に関するガイドラインに則り運用される。</p> <p>教員の各研究室においては、インターネットに接続できる学内情報ネットワーク設備が整備されている。事務局に関しても事務局内のネットワークが整備されている。そして、授業評価アンケートなどの各種調査において Google Form を活用するなど、ICT 化が進んでいる。また学内ネットワークとは別に、財務会計システムのネットワークが構築されており、セキュリティにも留意したシステム設計となっている。</p> | <p>2. 継続的な研究成果の創出のための環境整備</p> <p>本学では、教員の教育・研究活動の基盤的な経費となる教員研究費を全教員に一律で配分しており、安定的な教育・研究環境の整備を行なっている。また、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業や公益財団法人青森学術文化振興財団の公募情報を全教員に通知するとともに、日本学術振興会主催の説明会の情報を提供している。</p> <p>教員の研究活動の推進のため青森公立大学長期研修制度運営規程に基づき、期間6ヶ月の長期研修制度(サバティカル)を設けている。また、教員間の研究推進のため、教員 2 名の研究発表による研究懇話会を開催している。</p> <p>研究倫理に関する審査を可能にするため、2024 年度に研究倫理委員会検討チームを設け、公立大学法人青森公立大学研究倫理指針及び公立大学法人青森公立大学における人を対象とする研究倫理審査規程を定めた。これに基づき 2025 年度より研究倫理委員会を設置した。</p> <p>また本学図書館は、査読付き研究紀要「青森公立大学論纂」の発行、EBSCOhost などのデータベースや ScienceDirect のオンラインジャーナルの提供などを行なっており、研究活動の促進に努めている。更に、本学内に地域連携センターを設置し、大学教職員による自主研究、受託研究、学部におけるゼミ活動の支援、他大学との交流事業などを実施し、研究成果創出のための環境を整備している。</p> <p>3. 障がいを持つ人に配慮した施設整備</p> <p>障がいを持つ人に配慮した設備として、多目的トイレやエレベーター、スロープなどを設置している。また、階段の視認性を高めるために階段の端に着色樹脂を使い、一部出入口に自動ドアを設置するなどバリアフリー化を図っている。</p> <p>4. 法人に関わる事項</p> <p>本法人の名称は、定款が示すように「公立大学法人青森公立大学」であり、公立大学法人を名乗っている。本学は定款に基づき、理事長と学長を別に定めている。理事長は法人の設立団体である青森市の市長が任命し、任期は 4 年である。学長は学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。任期は 4 年。学部長及び研究科長は、各候補者推薦委員会から学長に対して、候補者複数名を推薦し、その中から学部長又は研究科長予定者各 1 名を学長が選考する。任期は 2 年。また、予算の作成・執行、中期計画や年度計画など法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置いている。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>Google Workspace の導入など、ICT 環境の整備を進めている。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | <p></p> |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| ① | ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学学則 13条の2(授業の方法)の第2項 ○青森公立大学経営経済学部 遠隔授業に関するガイドライン ○青森公立大学情報システム 委員会規程 ○学生便覧 |
| ② | 継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学長期研修制度 運営規程 ○公立大学法人青森公立大学 研究倫理指針 ○公立大学法人青森公立大学 における人を対象とする研究 倫理審査規程 ○青森公立大学図書館HP ○青森公立大学学術リポジトリ |

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

| | |
|---|--|
| <p>中央教育審議会により示された教学マネジメント指針を踏まえ、本学の教育・研究活動の改善を不断に行うため、学長を委員長とする「自己評価委員会」を中心に各種委員会・部局が所掌する事項の評価・改善をおこなっている。このうち本学の教育に関わる事項は、学部については学部長と2人の学部長特別補佐で構成される学務運営会議が所掌する他、両特別補佐が主宰する教務担当会議と学生担当会議がそれぞれ教務及び学生関連事項を所掌し、事業のPDCAの状況を学務運営会議に報告し、必要に応じて改善の指示等のフィードバックを受けることで、内部質保証を担保している。大学院については研究科長と2人の研究科長特別補佐から組織される大学院運営委員会が所掌する。</p> <p>「三つの方針」を通じた学修目標の具体化、授業科目・教育課程の編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化は、教務担当会議と学務運営会議(学部)、大学院運営会議(大学院)が所掌し、教学マネジメントの基盤としてのFD及びSDはFD・SD推進委員会が所掌している。</p> <p>なお、教学に関する事項のうちの重要事項は、部局長会議で先議したうえで、教育研究審議会にて審議される。</p> <p>◆授業改善活動の推進【学修成果】◆</p> <p>本学は「教育に責任を持つ」姿勢に基づき、授業評価アンケートと卒業期アンケートを継続実施し、教育の質を検証している。両調査とも2019～2023年度において安定した評価を示しつつも、成果の向上には課題が残る。これを受け、2025年度からは成績評価基準の一層の明確化に向けた履修規程の改正やシラバスの改善を行い、学生が自身の成績をより客観的に理解できる環境づくりを進めている。</p> <p>◆学生支援体制の充実に向けた継続的な取組み◆</p> <p>大学入学後の精神的不安や学業不振の増加に対応するために学修アドバイザー制度や相談窓口の充実を進めている。2024年度には成績不振者アンケートを導入し、学習計画や生活習慣、相談相手の不在など具体的な課題が明らかとなった。</p> | <p>今後は各種委員会での情報共有を通じ、学生支援体制のさらなる充実に向けた整備を進める。</p> <p>◆学生のスキルアップ支援◆</p> <p>本学では資格取得支援として、「ビジネス会計検定試験」の対策講座を実施し、高い合格率を維持している。留学支援では、短期語学研修や全額支援の派遣制度を通じ、学生の学修成果を把握・活用している。教職課程では履修状況や資質能力を継続的に調査し、実践的授業やIT活用の模擬授業により、指導力の向上を図っている。これらの取組みは、学生の専門性と実践力の育成に寄与している。</p> <p>◆学部入試実施状況の分析と志願者確保に向けた取組み◆</p> <p>入試関連事項は入試戦略会議と学部入試委員会がそれぞれ基本方針と実施を所掌している。2015～2024年度の一般選抜における志願者数は、県内高校卒業者数の減少に対し比較的高水準を維持し、入試広報の効果がみられる。コロナ禍でも対面型オープンキャンパスを実施したことが県内志願者増加に寄与した。今後は18歳人口のさらなる減少に対応し、県内外からの志願者確保に向けて、入試戦略会議での検討と戦略的広報の強化が求められている。</p> <p>◆研究活動の推進【研究環境整備】◆</p> <p>本学は1993年の開学以来、地域貢献と産業経済の発展を目的に、優秀な人材を確保するための研究者支援体制を強化してきた。開学時より教員には高水準の個人研究費に加え、学会旅費枠の設定により学会参加を奨励している。また2013年より戦略的研究助成事業を開始し、公募型・指名型などを通じて資金面での研究しやすい環境を提供している。青森文化振興財団助成事業への応募も推奨されている。さらに、サバティカル制度では8学期(開学時は7学期)に1回の申請が可能であり、教員研修の機会として一定の成果を得ている。ただし、利用率が低いことから利用促進が課題とされ、教員アンケートを取るなど改善が検討されている。これらの取組により、教育研究成果の地域還元が継続的に進められている。</p> |
|---|--|

2) 自己分析活動の取組み(目次)

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

| No. | タイトル | ページ数 |
|-----|--------------------------|------|
| 1 | 授業改善活動の推進【学修成果】 | 37 |
| 2 | 学生生活支援体制の充実に向けた継続的な取組み | 38 |
| 3 | 学生のスキルアップ支援 | 39 |
| 4 | 学部入試実施状況の分析と志願者確保に向けた取組み | 40 |
| 5 | 研究活動の推進【研究環境整備】 | 41 |

3) 自己分析活動の取組み

| | |
|------------------------|--|
| タイトル (No. 1) | 授業改善活動の推進【学修成果】 |
| 分析の背景 | <p>表記について(1)「授業評価アンケート」(2)「卒業期アンケート」を取り上げる。(1)は1993年の開学以来、継続して実施している。(2)の開始年度は不明だが、資料で確認できる2002年度以降、継続して実施している。前回受審以降のアンケート結果の推移を分析する。(1)は授業そのものの質、(2)は本学における学修の総合的な質が、学生によってどのように評価されているかを知ることができる。</p> |
| 分析の内容 | <p>(1) 授業評価アンケート</p> <p>一部の演習科目を除くすべての科目で、最終授業日に実施される無記名アンケートである。11の設問からなり、学修の自己評価に関する2問を除いた9問(図1中参照)が、授業内容や担当教員に関するものである。ほかに「この授業の問題点」「改善すべき点」をたずねる自由回答欄があり、受講した学生による忌憚のない意見が収集されている。これに対し担当教員が回答・コメントを付し、集計結果とともに学生、教員、事務職員が閲覧できるよう公開される。学生の評価・コメントを担当教員に直接示すことで、教員はみずからの授業計画・授業方法をつねに見直すことを迫られるとともに、結果の学内公開により、個々の科目の学修成果について、学生の考えを把握することが可能である。評価は1(強く否定)から5(強く肯定)までの5段階である。前述9問の全学期・全科目評価値の平均について2019～2023年度の推移を図1に示す。すべての設問で4.0以上の評価であり、5年度にわたり横ばいかやや右肩上がりである。科目単位では評価のばらつきはあるが、全学的には経年的な変化は少ない。</p> <p>(2) 卒業期アンケート</p> <p>卒業期に実施している本アンケートは、本学経営経済学部における4つのディプロマ・ポリシー(DP)に対する自身の達成度、学修面での満足度、学修面・設備面に関する大学への要望などをたずねる。大学が提供した学びの場・機会に対する学生の考えを把握する手段である。達成度では1(まったく達成できていない)から5(十分達成できた)の5段階、満足度では1(不満である)から5(満足している)の5段階の回答である。ここではDP達成度、学修面での満足度を取り上げ、評価値の平均について2019～2023年度の推移を図2に示す。5年度の期間中、すべての項目の評価値が3.9から4.3の間で、大きな変化がなく推移している。</p> |
| 自己評価 | <p>取組みの体制は、(1)は教務担当会議、(2)は学生担当会議が取りまとめ、内容を分析・審議する。結果はいずれも学務運営会議、部局長会議、教授会に報告され、全学的に共有される体制になっている。上記分析の結果、直近5年度では、2つの取組みの結果を示すデータはおおむね変化のない結果となった。これを「安定した成果」と解釈することもできるが、「向上の余地あり」と見ることもできる。そこで新たに、2025年度より「成績評価基準の一層の明確化」を開始する。従来の成績評価基準は、当該科目の目標をどの程度達成したものが明確ではなかった。そこで①成績評価基準の定義を明文化する「履修規程」の改正、②「科目の到達目標」のシラバス様式への追加の2点を実施する。これにより当該科目における成績を、学生が客観的に解釈することが可能になると期待する。</p> |
| 関連資料 | <p>○「授業評価アンケート」質問票 ○「卒業期アンケート」質問票 ○経営経済学部ディプロマ・ポリシー ○青森公立大学経営経済学部履修規程 ○シラバス新様式</p> |

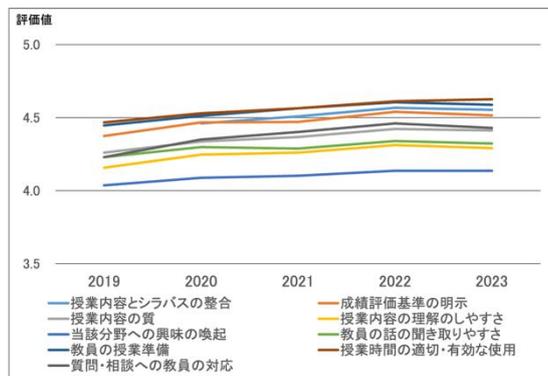


図1 授業評価アンケート結果推移

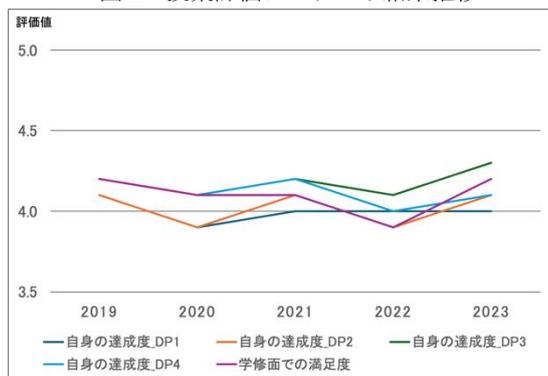
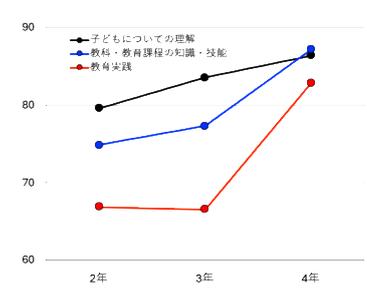
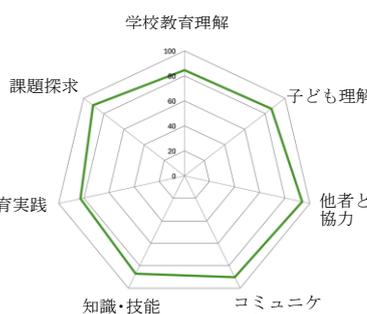


図2 卒業期アンケート結果推移

| | |
|-------------------------|--|
| タイトル (No. 2) | 学生生活支援体制の充実に向けた継続的な取り組み |
| 分析の背景 | <p>大学入学後の環境変化により、精神面で不安を抱える学生や学業不振に陥る学生が少なくない。特にコロナ禍(2019年12月～2023年5月)を経験し、身体面や精神面で不安を抱える学生や学業不振に陥る学生が少なくなかった。本学では、入試委員会が新入学生アンケート(2014年度～)を、教務担当会議が授業評価アンケート(1993年度～)を、また学生担当会議が卒業期アンケート(2002年度～)を実施し、さらに各種関連資料を通じて学生の特徴やニーズの把握に努め、学生支援活動の改善を重ねてきた。ただ上記アンケートでは「学生生活」が周皮的であり、各種関連資料の所在や共有状況も分散しており、学生生活支援体制の整備・改善に向けて、より効果的な活用方法を検討する必要があった。</p> |
| 分析の内容 | <p>1. 学修アドバイザー制度(特に成績不振者への対応を中心に)</p> <p>本学では2003年度から「学修アドバイザー制度」を設けている。現在は、「大学基礎演習」(1年次春学期開講)担当教員が学修アドバイザーを兼任し、大学生生活の基本や履修ルールを教え、学生の相談窓口となっている。学修アドバイザーは教務・学生チームと連携し、新入生を多面的に支援してきた。学修アドバイザーによる学修支援は1年次に行われ、2年次以降は主にゼミ中心にカリキュラム体系の中で引き継がれる。特に成績不振者面談のスケジュール等について学生担当会議や学務運営会議の審議を踏まえ、学修アドバイザーやゼミ担当教員等が、適宜、面談等を通じて学修支援を行っている。それを「面談記録」として保存・共有し、対応者が替わっても一貫した支援活動が実現されている。ただ成績不振者対応は事後的になり、そうなる前の予防的対応が必要になってくる。</p> <p>2. 学生の相談窓口の多様性確保(保健室、メンタルヘルス相談室、「学生相談室」の改善)</p> <p>予防的対応の観点から保健室やメンタルヘルス相談室が重要な役割を果たす。その利用状況は従来から衛生委員会で共有・審議されていた。コロナ禍となり学生の不安や問題を的確に把握できるよう、2021年度に教務・学生チーム主導で事務局員が対面で対応する「学生相談室」を新設した。2022年度にはGoogleフォームによる24時間体制の事前受付の上での、オンラインやメールによる相談方法を追加し、学生の都合や事情に沿った相談窓口の多様化を推進した。2022年度、2023年度と利用者数は減少傾向にあったが、2024年度(2025年1月末時点)は増加に転じた。同期間中の保健室の利用者数は減少傾向にある。またメンタルヘルス相談室の利用状況から、①利用者数は2023年度まで横ばいであったが2024年度には増加した、②相談内容が変化してきた、と指摘できる。②に関して、2021年度には健康(精神・身体症状)や卒業後の進路の相談割合が多かったが、2022年度以降、学生生活上の問題や学業(成績不振・不登校等)の相談割合が増え、加えて2024年度は健康(精神・身体症状)に関する相談が増えている。こうした変化を受け、「学生の質が変化・多様化しており、学生生活に注目して、学生の特徴やニーズの把握を行う必要があるのではないか」との問題意識を学生担当会議で共有した。</p> <p>3. 成績不振者アンケートの新設と新たな改善過程の始まり</p> <p>そこで学生担当会議は、実際に支援を必要とする学生(成績不振者)の実態を把握し、在学生の潜在的なニーズを探り、今後の学生支援プログラムを開発する基礎資料とするために、2024年度に「成績不振者アンケート」を試行した。当該アンケート結果から、①学習計画・時間管理の未熟さ、②学業への不安と進路不安、③生活習慣の乱れ、④相談相手がいない学生が一定数存在すること、等の問題を抱える成績不振学生の特徴が浮かび上がってきた。</p> |
| 自己評価 | <p>本学はこれまで、各種アンケートや各種関連資料等を通じて学生の特徴やニーズの把握に努め、学生支援活動の改善を重ねてきた。ただ、各種アンケートでは「学生生活」が周皮的であり、関連資料が分散していた。また成績不振者アンケートには、回収率の改善や質問項目の修正・追加の必要、アンケート結果の活用法に関して、様々な課題が見出された。しかし、①短期的な改善が可能な「学習計画・時間管理」、②学生のモチベーション維持に対応必須の「学業への不安と進路不安」、③学業不振・メンタル不調・欠席増加につながる「生活習慣の乱れ」等への対応という、重点課題が明確になった。各種データを様々な委員会等(学生、教務、キャリア等)で共有し、その解決には多角的対応が必要であるとの問題意識が学務運営会議で共有され、学生(生活)支援体制の充実に向けた具体化の検討過程に入った。</p> |
| 関連資料 | <p>○成績不振者面談記録様式 ○保健室、メンタルヘルス相談室利用者状況 ○学生相談の実績 ○成績不振者アンケート及び集計結果 ○「成績不振者アンケートについて」まとめ ○大学HP「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」</p> |

| | | |
|------------------------|---|---|
| タイトル (No. 3) | 学生のスキルアップ支援 | |
| 分析の背景 | <p>本学の教育目的は、「経営経済の専門性を備えた教養人の育成」であり、人間社会に広く関わる豊かな市民的教養と、専門領域における高度な知識を兼ね備えた人材の育成を目指している。そのため、学部教育課程に加え、学生のさらなる学習意欲に応えるべく、国際交流委員会による留学支援、経営学科会計担当教員と総務企画チームによる会計関連資格取得支援を実施している。経営学・経済学の専門知識を「他者に教える」水準の学修と実践を目指す教職課程においても、教職委員会のもと教育内容充実と実践力向上に努めている。</p> | |
| 分析の内容 | <p>2015 年以来、留学を望む学生に、約 3 週間の「ニュージーランド短期語学研修」、成績優秀者を対象に大学が経費を全額負担派遣する 4 週間の「イギリス・スターリング大学学生派遣」を提供している。留学関連の事項は国際交流委員会が所掌しており、希望者への説明会と選考、留学中は留学先からの研修経過報告、留学後は成績評価及び留学報告会、報告書によって学生の学修状況の把握を行っており、これらの報告を次年度の募集に反映させている。選考は G-TELP の得点、成績評価(GPA)、面接で総合的に判断しており、2024 年度の留学申請者は計 35 名、採択者は計 15 (採択率約 43%)であった。なお留学前後の学力を比較すると、短期語学研修に参加した学生の G-TELP の平均は 12 点増加しており、学修効果がみられた。また、コロナ以前(平均申請者数 17.2 名、平均採択者数 10.6 名)と比べても申請者数、留学者数ともに増加している。この要因として学生への聞き取りから、①海外に渡航する機会がこれまでなかった点、②昨今海外渡航への費用が高騰するなか本学の制度が一部費用負担を行っている点、③前年度に渡航した学生のプレゼンテーションによる留学意欲の昂進といった影響などがわかった。これらの結果は国際交流委員会自己評価としてまとめられている。</p> <p>また、会計関係資格「ビジネス会計検定試験」の対策講座が開かれており、2018 年度から受験状況を教育研究審議会及び教授会に報告している。ビジネス会計検定試験の 2024 年度合格率は 2 級 31.3%、3 級 66.7%で、全国平均と同等あるいはそれ以上である。受験者拡充が課題であり、対策講座の充実が検討されている。</p> <p>教職課程に関しては、完成年度を迎えた 2012 年度から教員免許取得状況等を教職委員会に報告している。年ごとの教員免許取得者数は平均 16.1 人である。1 年次春の教職履修者は平均 33.4 人であり、教職課程の継続率は約 50%である。また、2011 年度から学生の「教職で必要とされる資質能力」の調査を行なっている。図 1・2 は直近 4 年間の資質能力をまとめたものである。図 1 の通り学年が上がるに従い向上しており、特に「教育実践」力の 3 年次春から 4 年次春における上昇が大きい。3 年次から「中等教科教育法(商業・公民)」などの実践的な授業を履修したためだろう。また、近年の教育実習報告の内容から、高等学校の授業環境の変化に対応した「教育実践」向上には ICT スキルを用いた授業経験が必要とされた。そこで 2023 年度から「教育実習事前事後指導」において ICT 機器を用いた模擬授業を経験させている。図 2 は 4 年次春における教職学生の学修を示したものである。全体的にバランスの取れた学修がなされていると評価できる。また、2025 年度から教職課程自己点検・評価報告書をまとめ、ホームページで公表することとした。</p> <p>卒業期における学生アンケートでは、「資格取得に結びつくような教育」の充実を望む声があり今後の課題となる。</p> |  <p>図 1：必要とされる資質能力(一部)の学年間推移</p>  <p>図 2：4 年次春における資質能力の平均</p> |
| 自己評価 | <p>本学は資格取得を主眼とした大学ではないが、資格取得や留学等を望む学生の状況は、毎年度調査・分析されている。その調査の結果、本学の支援体制には一定の効果が認められており、現状に特筆すべき問題はない。その一方で、更なる支援充実の必要性も指摘されていることから、学生のスキルアップ支援のあり方は今後の検討課題の一つになるだろう。</p> | |
| 関連資料 | <p>○2024 年度国際交流委員会自己評価 ○2025 年度大阪商工会議所主催「ビジネス会計検定試験」対策講座の開講について ○教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する教員養成の状況に関すること ○2024 年度教職課程に関する調査と分析結果報告書 ○2024 年度教職課程自己点検・評価報告書 ○2023 年度卒業期における学生アンケート集計結果</p> | |

| | |
|------------------------|---|
| タイトル (No. 4) | 学部入試実施状況の分析と志願者確保に向けた取組み |
| 分析の背景 | <p>全国的な18歳人口の減少が進む中で、学生の学力水準を維持するには、志願者の確保が課題となる。本学では学部の入学者選抜の実施に関する事項及び学部学生の募集に関する事項等を所掌し、学長から指名された専任教員及び職員で構成される学部入試委員会(以下、入試委員会)を設置しており、学生募集活動から入学者選抜の実施状況までの分析・報告を継続的に行っている。また、入試委員会での審議を踏まえ、大学全体の学生募集及び入学者選抜に関わる基本方針等を審議するため、学長を議長とし部局長等で構成される入試戦略会議を設置している。</p> |
| 分析の内容 | <p>1. 入試実施状況</p> <p>青森県内の高等学校(全日制・定時制課程)の卒業者の急速な減少に伴い、本学への志願状況を入試委員会で分析したところ、2015年度入試に対する2024年度入試の卒業者数の割合は、約71.8%である。2015年度入試に対する2024年度入試の一般選抜(前期・後期日程)の県内志願者数の割合は、前期日程が約81.3%、後期日程が約115.4%である。このことから、前期日程の県内志願者は減少しているものの、青森県内の高校生全体に対する本学志願割合は増加したことが明らかとなった。</p> <p>選抜区分別に分析すると、前期日程の県内志願者は、2024年度入試は2020年度入試より約1.6%減少した。一方、県外志願者は、2024年度入試は2020年度入試より約28.5%減少した。総合型選抜Ⅰの県内志願者は、2024年度入試は2020年度入試より75.0%増加した。一方、同選抜の県外志願者は、2024年度入試は2020年度入試より約66.7%減少した。また、学校推薦型選抜(県内)は、2024年度入試は2020年度入試より約24.8%減少した。一方、学校推薦型選抜(県外)は、2024年度入試は2020年度入試より約18.2%減少した。これらから、近年は、傾向として、特に県外志願者の減少が大きな課題となっている。</p> <p>2. 入学者選抜の変更</p> <p>上記の課題について、入試委員会で現状分析を行い、県内の高等学校へのアンケート調査も参考としつつ、年内入試の増加といった社会情勢も踏まえながら、入学者選抜の変更について入試委員会において審議・検討を行った。その結果、指定校のみ出願を受け付けていた学校推薦型選抜(県外)の入試制度を大きく変更し、2027年度入試から一般公募型の学校推薦型選抜も導入することとしている。なお、入試制度の変更については、入学者選抜の基本方針にも関わることから、入試委員会での審議を踏まえ、入試戦略会議での最終審議・決定を経て、大学HPで公表を行い、周知を図っている。</p> <p>3. 専門人材の雇用と入学志願者の確保に向けた取組み</p> <p>本学では、青森県内の高等学校長経験者で入試業務に精通した人材を「入学者選抜専門監」(以下、専門監)として雇用している。専門監は入試委員会の構成員であり、青森県内を含む東北地方の高校を中心に延べ約150校もの高等学校を個別訪問し、入試に関する様々な情報の聞き取りを行い、入試委員会で報告を行っており、入試実施状況の分析及び学生募集活動の策定に重要な役割を担っている。なお、本学では専門監の高校訪問を直接「足」を運んで情報を得ることから「わらじ」と呼んでおり、本学の特徴的な取組みと言える。また、入試委員会において審議・決定された進学説明会やオープンキャンパス開催のほか、高大連携にも積極的に取組んでおり、2009年度から継続している「高大連携事業特別講座」を、青森市に加え、2023年度からは弘前市、2024年度からは八戸市でも開催している。また、県外志願者確保のため、盛岡市、秋田市での説明会開催のほか、2024年度入試からは岩手県の高校教員を対象とした懇談会を開催しており、県外の高校関係者に本学の情報提供を積極的に実施している。</p> |
| 自己評価 | <p>2015年度入試から2024年度入試の一般選抜前期日程の県内志願者数の推移は、青森県内の高等学校(全日制・定時制課程)卒業生数の推移よりも比較的高い水準にあり、入試委員会での継続的な分析を踏まえた入試戦略会議の基本方針が一定の成果をもたらしている。</p> <p>しかしながら、直近の2025年度入試の一般選抜前期日程の県内及び県外志願者数は、2024年度入試より約27.0%減少した。今後も、県内志願者数の維持を図りながら、県外志願者を確保するため、入試委員会及び入試戦略会議で継続的に検討していく。</p> |
| 関連資料 | <p>○学部入試委員会規程 ○入試戦略会議規程 ○2024年度 入学者選抜実施状況 ○2025年度 一般選抜志願状況 2025年2月7日(金)確定 ○高等学校等卒業者の進路状況－2024(令和6)年5月1日現在 ○2027(令和9)年度入学者選抜における変更点について【予告】</p> <p>○2024年度高大連携事業特別講座</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| タイトル (No. 5) | 研究活動の推進【研究環境整備】 |
| 分析の背景 | <p>1993年に地域の熱い支援を受けて開学した本学は、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図りつつ、学術研究の拠点機能を備えた大学として教育研究成果を地域に還元することを通じ、産業経済の発展等に寄与することを目的としている。このため教育研究に従事する人材を広く求めるうえで、研究者でもある教員の研究環境を良好なものとする必要があることから、開学当初より高速通信環境を整備しつつ、県外への研究旅費を含む研究費を財政面から支援している。</p> |
| 分析の内容 | <p>研究資金の面での研究環境整備に関しては、一律支給の個人研究費や、学長の裁量経費から拠出する戦略的研究助成事業を通じて適正な研究費を配分している。また地域貢献に関わる研究課題に対しては、地域連携センター運営委員会が所掌する地域貢献研究活動等推進費を支給している。</p> <p>2012年度以前の研究費成果主義配分では、論文数と学会発表数等を積算して研究費を配分していたが、分野や学会毎に異なる難易度があるなど、分野毎の公平性の担保が困難だったことから、所掌組織である部局長会議と教育研究審議会での議論を経て、研究活動に対する申請主義による公正な評価システムとして、2013年度から戦略的研究助成事業が創設された。これにより研究活動の透明性と公平性をより一層図ることができるようになり、またそれまでは難しかった、論文成果物になりにくい授業改善に関する研究の推進や、外部資金獲得時の減額分の補填等に対応できるようになった。</p> <p>創設当初は外部資金の獲得を条件に、申請額から減額された分の補填をおこなう「公募型」と、大学の地位を高めたと認められる著しい研究成果に対する「顕彰」のみの事業だったが、学長の裁量経費を原資とすることから、本学の戦略上、特に有意義と認められる研究を推進することを目的として「指名型」が2018年に新設された。指名型では本学の教育改善や地域貢献に寄与する取組などに対して研究支援をおこなっており、これまで大学院改革や、青森市ビジネスアイデアコンテストの事前事後指導、学生主体の浅虫地区参与観察など、地域に根ざした本学の戦略上有意義な取組の採択に結びついた。</p> <p>また、科学研究費に採択されなかったもの的高順位だった研究課題に対して、次年度の応募を条件に支援することが部局長会議・教育研究審議会に付議され、2023年度より新たな公募型として助成事業に追加された。2024年度申請分の科学研究費申請数は前年の6割増となり、採択率は倍増した。</p> <p>学長が著しく高い研究成果と認めるものに対する顕彰制度は、明確な採択基準がないという問題があったが、2024年に部局長会議及び教育研究審議会で採択基準が付議され、審議の上、制定された。</p> <p>地域連携センターが所掌する地域貢献研究活動等推進費に関しては、地域との連携強化や萌芽的研究を支援するものであることから、地域貢献に関わる研究課題が審査・採択される。この際、地域連携センターが実施する各種地域貢献事業への参加を求められ、センターの兼任研究員として登録される。研究課題の採択とその配分額は、地域連携センター運営委員会での審議を経て部局長会議で決定される。</p> <p>研究費以外の面では、8学期に1回の申請が可能な教員のサバティカル制度を、部局長会議が所掌している。開学当初は毎学期3～5人程度の実績があったが、3学科体制となった2006年の2年後から0～2名程度と減ってしまった。2022年実施のアンケートでは、「授業負担」「委員会負担」「短期研修型」「非常勤採用」などの課題の指摘があったことから、非常勤採用の奨励及び委員会負担軽減措置をおこなった結果、2025年度は3名と改善した。今後もより活用しやすい制度となるよう見直しを継続する。</p> |
| 自己評価 | <p>上記の一連の取組みにより、継続的に教員の研究活動が促進され、研究の質の向上と、「学術研究の拠点機能を備えた大学として教育研究成果を地域に還元することを通じ、産業経済の発展等に寄与する」という大学の目的達成のための質保障システムが機能していると評価できる。</p> <p>サバティカルは、研究活動推進に有効であるものの、一度も申請していない教員がいる一方で、頻回申請する教員がいるなど、固定化している状況が見られるので、より使いやすく研究者目線の制度となるよう検討を続ける必要がある。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学長期研修制度運営規程 ○長期研修制度の運用指針 ○青森公立大学戦略的研究助成事業取扱要領 ○科研費獲得のための支援事業 ○戦略的研究助成事業の「顕彰」のための選考対象者の基準について |

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

| | |
|---|---|
| <p>本学は「教育に責任を持ち、社会に対して教育の質を保証する」「学部教育ではなく、学士教育*に徹する」「地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献する」の3つを理念の柱として掲げ、教育研究活動を展開している。</p> <p>この理念の下に定められた本学の教育目的を端的に述べると「経営経済の専門性を持った教養人の育成」である。</p> <p>その本質は、広く専門的知識を授け、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人として、経営学と経済学についての学際的、統合的な思考力を備えた人材を養成することにある。同時に、青森地域を中心とした学生と社会人に高等教育の機会を提供することを目的としている。</p> <p>また地域に対しては、学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、産業経済の発展及び文化の向上に寄与することも目的としている。</p> <p>開学以来、本学の理念・目的に向けて様々な取組を行ってきた。今回の機関別認証評価受審にあたり、特色ある大学の教育研究の取組として4つの取組を選んだ。(※本学は1993(平成5)年の開学以来、学士教育として掲げているが、『「学士課程教育の構築に向けて」2008(平成20)年12月24日中央教育審議会(答申)』における学士課程教育と同じ。)</p> <p>◆複眼的視点を持った人材育成◆</p> <p>本学は「経営経済の専門性を持った教養人の育成」を目指し、専門・教養科目のバランスや他学科履修の推奨などにより、複眼的視点を養う教育を実施している。専門分野の演習の他に教養・ACB分野の演習を履修可能とし、教養・ACB分野のテーマで卒業研究を可能としている。教養科目の3分野必修化や、大学院での他専攻履修の機会提供もその一環である。</p> <p>学部の卒業期アンケートでは複眼的視点に関する達成度が概ね8割を維持しており、教育の仕組みとして実効性を持ち、一定の成果を上げていると評価できる。</p> | <p>◆GPA制度による教育の内部質保証◆</p> <p>本学のGPA制度は成績をA～Fの5段階で評価し、累積GPAが2.00以上でなければ卒業できない仕組みとなっている。これにより学修の「量」だけでなく「質」も重視し、早期の学修支援や退学勧告制度により学生の学びを促進している。</p> <p>再入学制度や成績優秀者表彰制度も設けられ、学習意欲の向上にもつながっている。EPXシステムによる可視化も導入され、卒業率・就職率ともに高水準を維持し、教育の内部質保証が機能している。</p> <p>◆地域貢献・地域連携に関する活動の推進◆</p> <p>本学は地域連携センターを中心に、地域貢献の推進に取り組んでいる。特産品を紹介する「青森まるっとよいどころ祭り」では学生・教員が企画・運営に関わり、地域との交流と教育・研究の場を創出。公開講座は地域ニーズを反映した内容で多彩に展開されている。</p> <p>地域研究支援としては、兼任研究員制度や助成制度を整備し、活動環境も充実。さらに自治体訪問を通じ、ニーズ把握と連携強化を継続的に図っている。</p> <p>◆キャリア意識向上・就職支援◆</p> <p>本学は入学から卒業まで一貫したキャリア教育を行い、教職員が連携して就職支援体制を整備している。キャリアセンターを中心に、講座や企業説明会、インターンシップ、個別指導などを実施し、実践的な支援を展開している。</p> <p>このことが奏功し、2011年以降は全国平均を上回る高い就職率を維持しており、2024年度卒業生の就職率は100.0%であった。また約4割が青森県内に就職しており、地域貢献にもつながっている。本学でのキャリア意識向上を踏まえた、一貫した就職支援の取組みが有効に機能していると評価できる。</p> |
|---|---|

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

| No. | タイトル | ページ数 |
|-----|--------------------|------|
| 1 | 複眼的視点を持った人材育成 | 45 |
| 2 | GPA制度による教育の内部質保証 | 46 |
| 3 | 地域貢献・地域連携に関する活動の推進 | 47 |
| 4 | キャリア意識向上・就職支援 | 48 |
| 5 | — | 49 |

3) 特色ある教育研究の取組み

| | |
|------------------------|---|
| タイトル (No. 1) | 複眼的視点を持った人材育成 |
| 取組の概要 | <p>本学は、複雑・高度化する経営経済事象を理解するためには経営学ないし経済学といった単一の学問思考ではなく、これらの基礎的、基幹的理解が不可欠であるとして「経営経済学部 経営経済学科」としてスタートした。3 学科体制移行後も、ディプロマ・ポリシーに示す通り、経営学・経済学分野における知識を体系的に学び、社会を複眼的な視点で捉えること、また専門性を社会や自然に関する学びと関連させ進展させることができる「経営経済の専門性を持った教養人の育成」を目指している。このため、専門科目と教養科目の配置を工夫し、他学科科目の履修の推奨などを行っている。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. 主な取組と成果</p> <p>① 3 学科共通科目の設置と他学科科目の履修の推奨：2006 年度の 3 学科体制移行後も、経営学基礎論、会計学基礎論、経済学基礎論を全学科の必修科目としている。また、他学科の開講科目のうち、特に重要と考えるものを「他学科展開科目」として指定し、時間割上の配慮と合わせて、学生がそれぞれの専門分野に軸足を置きつつ、様々な角度から社会をみる力を養成するための取組を行っている。科目の指定については、2014 年度カリキュラム検討委員会で各学科の他学科展開科目の拡充が審議されるなど、カリキュラム検討のタイミングで委員会によって審議されている。指定された科目は学生便覧に明記するとともに、1 年次必修科目の大学基礎演習最終回において 4 年間の履修計画を立てさせ、教員が説明を行っている。実績は以下のとおりである。</p> <p>【他の 2 つの学科で他学科展開科目に指定されている科目の受講生に占める他学科生割合 (24 年度)】 マクロ経済学 (8.2%)、ミクロ経済学 (11.1%)、財務会計論 I (37.8%)、会社法 II (41.6%)、他</p> <p>【他の 1 つの学科で他学科展開科目に指定されている科目の受講生に占める他学科生割合 (24 年度)】 マーケティング論 I (45.7%)、商業簿記 (46.7%)、会社法 I (34.2%)、地域企業論 I (59.3%)、他</p> <p>② 教養・ACB(アカデミック・コモン・ベーシックス)演習及び卒業研究：学生は、必修である自学科演習科目の他、教養・ACB 分野の演習の履修も可能であり、また 15 年度からは同分野の卒業研究を自学科卒業研究に代替できるようになった。実績は以下のとおり。</p> <p>【教養・ACB 演習の合計履修者数 (24 年度・23 年度)】教養 (41 名・33 名)、ACB (7 名・20 名)</p> <p>【卒業研究履修者のうち、教養・ACB 卒業研究の占める割合 (24 年度)】教養 (9.7%)、ACB (4.8%)</p> <p>③ 教養科目群 3 分野の設定：教養科目群に「人文」「社会」「自然」の 3 分野を置き、全ての分野を履修することを義務付けている。</p> <p>④ 大学院・経営経済学研究科の取組み：入学後の学期に大学院基礎演習を設け、経営学・会計学・経済学(理論・実証)の研究手法や考え方を紹介するとともに、他専修の科目履修について研究指導計画などで教員のアドバイスを受けられる機会を設けている。大学院基礎演習に関する「授業に関するアンケート」では、専修分野以外を幅広く学ぶことができたのが良かったといった学生からの評価を得ている。</p> <p>2. 卒業期アンケートにみる取組みの成果</p> <p>ディプロマ・ポリシー 4 項目のうち、複眼的視点という要素に特に関連が深い 2 点の卒業生の自己評価を見る。「1：経営学・経済学分野における知識を体系的に学び、複雑化する現代社会を複眼的な視点で捉えることができる」については、2019 年度の「十分達成できた」「大体達成できた」の合計は 87%、20 年度に 75%に落ち込んだが 22 年度には 80%に回復した。「あまり達成できていない」「まったく達成できていない」とする学生は毎年度 3%程度で、概ね、達成できているものと考える。「2：その専門性を自己存在や社会・文化及び自然に関する学びと関連させて深め、より統合的に把握された理解へと発展させることができる」については「大体達成できた」まで含めて 19 年度で 86%、20 年度に 72%に落ち込んだ後、23 年度には 80%に回復しており、概ね達成できていると考える。</p> |
| 自己評価 | <p>「複眼的な視点を持った人材」を育成するための具体的な取組が科目編成・実施に盛り込まれていること、実際に他学科の科目履修や教養・ACB 演習の履修者も少なくないことなどから、これらの取組は仕組みとして機能している。また、卒業期の学生の自己評価からみても「達成できた」とする回答が 8 割を占めていることとあわせ、取組の成果は表れているものと考えられる。</p> |
| 関連資料 | <p>○2004 年度大学評価：自己点検・評価報告書 ○経営経済学部・学生便覧 ○経営経済学研究科・学生便覧 ○大学案内 ○大学院案内 ○卒業期アンケート結果に関する報告書 (2014 年度～2023 年度の比較)</p> |

| | |
|------------------------|---|
| タイトル (No. 2) | GPA 制度による教育の内部質保証 |
| 取組の概要 | <p>本学は、教育理念の一つとして「教育に責任をもち、社会に対して教育の質を保証する。」を掲げており、「経営経済の専門性を持った教養人の育成」という教育目的のため、教育の内部質保証に努めてきた。その具体的な仕組みとして開学以来 GPA 制度が導入されており、卒業には一定水準以上の GPA 取得が求められている。また在学期間中、学生が取得した GPA の明示、履修モデルに基づく科目群平均 GPA の可視化がされている。そして成績優秀な学生は表彰され、基準を満たさない学生は退学勧告がされることになっており、学修に対する動機づけの向上と自己管理を促している。</p> |
| 取組の成果 | <p>1993 年の開学にあたり、大学に相応しい成績評価制度について検討した結果、独自の GPA 制度を設計し導入した。そして、それを運用しつつ、3 学科体制となった 2006 年度や 2008 年度、2022 年度に修正を加え、現行の制度が構築されている。主に所掌するのは教務担当会議であるが、本学教育制度の基盤であるため、学生担当会議、国際交流委員会など多くの委員会で利用されている。</p> <p>本学の GPA は、80 点以上を A、70 点以上 80 点未満を B、60 点以上 70 点未満を C、50 点以上 60 点未満を D、50 点未満を F とし、履修規程第 11 条が定めるグレードポイントと計算式によって算出される。そして各学期の GPA 及び在籍期間を通しての累積 GPA を学修到達の指標としている。大きな特徴は、卒業要件として 130 単位の取得に加え、累積 GPA2.00 以上を求めていることである。すなわち、卒業単位数を取得したとしても、一定の成績水準を満たさなければ学士課程修了を認めていない。このように、学びの「量」だけではなく「質」も問うことで「教育の内部質保証」を行なっている。卒業期以前にも学びの「質」を求めており、所定の成績評価(4 学期連続 GPA2.00 未満かつ累積 GPA2.00 未満)を得られない者は退学が勧告される。これにより、卒業期という先ではなく、1 年次春学期から学生自身の学修状況を認識させ、学修への動機づけを高めている。</p> <p>また、本学の GPA 制度は、学生担当会議の学生支援、問題を抱えた学生の早期発見にも利用されている。1 年次春学期に GPA1.00 を下回った学生には「大学基礎演習」担当教員(学修アドバイザー)が面談し、学生の学習への意欲向上や問題把握に努めている。それ以降は 3 学期連続 GPA2.00 未満であった学生等が面談対象であり、学生担当会議委員が学生のサポートにあたる。一方、成績不振により退学になった学生は、科目等履修生として授業を履修し、成績回復を図ることができる。科目等履修生にも、学生担当会議委員が定期的に面談を行い、成績が回復した場合には再入学が認められる。これにより、退学者のうち再入学が認められた者が直近 3 年間で 5 名いる。再入学は簡単ではないが、本学の手厚い学生支援の成果と言える。</p> <p>これに加え、成績上位の学生に対する制度として、学生担当会議による成績優秀者表彰がある。GPA3.70 以上を基準として表彰者の選考を行なっている。成績上位者にとって、より高い GPA を取得することへの動機づけとなると考えており、各学期オリエンテーションでの表彰に加え、成績優秀者懇談会で学生の努力を讃えている。2024 年度秋学期の表彰者は 1 年次から 3 年次合計 80 名、卒業時成績優秀者は 32 名であった。</p> <p>こうした本学の GPA 制度は、政策研究所の平成 29 年度調査研究において、GPA を学生の学修の質向上や教学マネジメント等に活用し、実際に成果を挙げている大学事例の一つとして報告されている。</p> <p>更に、学位授与方針に示す学修成果の把握が不十分という前回認証評価での指摘により、学務運営委員会で協議した結果、2022 年度より DP に則った学修状況(GPA)を個別に可視化する EPX(Education Performance Index)システムを導入した。これによる成績チャートは、履修相談対応や成績不振者面談等でも役立っている。</p> <p>上記の GPA 制度の下で、本学の教育は十分な成果をあげている。開学以来 8,589 名の経営経済学学士を輩出してきた(2024 年度: 298 名、卒業率 94.90%)。退学勧告制度にもかかわらず、本学の退学者率は 1.99%(2024 年度)であり全国平均(2023 年度)を下回る。就職率は全国平均以上(2024 年度就職率 100.0%)である。卒業期アンケートでは、約 80%の学生が各 DP を達成できたと回答している。</p> |
| 自己評価 | <p>本学の GPA 制度は、学生に一定水準以上の成績を求め、その学修の「質」を問う制度として位置付けられている。また、学生支援にも活用されるなど、本学の教育活動の根幹となる制度となっている。就職率と卒業率の高さが示すように、本学は修得すべき学習成果を得た学生を多く輩出している。卒業期アンケートでも肯定的評価が認められており、教育の内部質保証を実現していると評価できる。</p> |
| 関連資料 | <p>○青森公立大学経営経済学部履修規程 ○学生便覧 ○大学基礎演習マニュアル ○学修アドバイザークラスミーティングマニュアル ○2024 年度秋学期学生表彰懇談会 ○平成 29(2017)年度文部科学省高等教育局委託事業『国内大学の GPA の算定及び活用に係る実態の把握に関する調査研究』 ○EPX 成績チャートについて ○卒業又は修了した者の数 ○退学者及び再入学者の状況 ○卒業・修了者就職状況 ○2023 年度卒業期における学生アンケート集計結果</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| タイトル (No. 3) | 地域貢献・地域連携に関する活動の推進 |
| 取組の概要 | <p>本学は、「草の根の大学」「地域に密着した大学」と称され、地域住民からの強い要請を受けて1993年に開学した。こうした背景から、1998年に地域研究センターを開設し、2018年には地域連携センターとして改組し、総合的な地域貢献の推進を図ることを目的として活動をしてきた。地域社会及び大学を取り巻く環境が大きく変わる中であっても、学部教育理念のⅢ「地域に開かれた大学として地域社会の発展に貢献する」に基づき、地域社会における役割を果たしていくためには、地域のニーズを把握しつつ、新たな時代の地域貢献・地域連携のあり方を常に模索していくことが重要である。こうした本学の活動において、地域連携センターがその推進と支援の役割を担っている。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. 共同イベントの開催による交流・教育研究への展開(青森まるっとよいどころ祭り)</p> <p>「青森まるっとよいどころ祭り」は、青森県内の特産品を集め、地域の魅力を広く地域住民に紹介する物産展として開催している。イベントの準備から開催に至る過程で、兼任研究員の教員とゼミ生が自治体や地域の企業を訪問し、出展企画、「地域の魅力レポート」の作成し、当日は出展ブースで地域の方々と協働している。ゼミ生と教員、自治体や地域企業、地域住民が交流する機会、研究交流に繋がる場、教育人材育成事業(地域との共育)という面もあり、地域貢献と地域連携の象徴的なイベントである。</p> <p>2. 多彩な公開講座(大学院、経営塾、教養、語学)</p> <p>本学が提供する公開講座は、大学院公開セミナーの他、経営塾、語学、教養と幅広い。また、公開講座を企画する教員(個人ないしグループ)は、受講者アンケートや日頃の地域での教育研究活動から、地域のニーズを把握し、企画内容に反映させている。専門性の高い講座、教員と学生の研究発表、地域の次世代を担う人材との交流の機会など、多様な視点から公開講座を企画し、教育研究成果の還元へと展開している。地域連携センターはこうした公開講座の運営支援を行なっている。</p> <p>3. 地域貢献のための研究促進と環境整備</p> <p>地域研究の促進のために、2018年に兼任研究員制度を設けている。兼任研究員は、地域を対象とする自主研究や自主事業、地域からの要請に応じる受託研究、受託事業を行う教員であり、センターは各種の支援・助成を行っている。兼任研究員には学部の個人研究費とは別途に「地域貢献研究活動等推進費」を2018年度から配分している。これは、地域との連携強化や萌芽的研究を支援するものである。加えて、学内では学長の裁量経費である戦略的研究助成事業や学外では青森学術文化振興財団助成事業などを活用し、地域研究を担うための研究費の確保と支援に努めている。</p> <p>その他、青森市産官学連絡会議等との連携による地域研究に関する情報共有、地域の交通網とフィールドワーク活動を鑑み、教員と学生が活動しやすいように10人乗りの公用車を準備し、積極的かつ機動的に活動できる環境を整備している。</p> <p>4. 地域ニーズのマッチング・連携強化を図るための地域訪問活動</p> <p>連携自治体の財政状況も厳しい中、かつてのような受託研究事業のニーズが減少傾向にある。新たな地域貢献の方法を模索するために、毎年、連携協定を結んでいる自治体の訪問を行なっている。「青森まるっとよいどころ祭り」の参加依頼、就職したOB・OG訪問、自治体からの本学への協力要請等のヒアリング等を行なっている。</p> |
| 自己評価 | <p>本学は地域連携センターを中心に、地域貢献の推進に取り組んでいる。特産品を紹介する「青森まるっとよいどころ祭り」では学生・教員が企画・運営に関わり、地域との交流と教育・研究の場を創出。公開講座は地域ニーズを反映した内容で多彩に展開されている。</p> <p>地域研究支援としては、兼任研究員制度や助成制度を整備し、活動環境も充実させるとともに、さらに自治体訪問を通じ、ニーズ把握と連携強化を継続的に図っていることから、「地域に密着した大学」としての役割を果たしていると考えらる。</p> |
| 関連資料 | <p>○青森公立大学地域連携センター規程 ○地域連携センター(大学HP) ○地研ニューズレター ○青森まるっとよいどころ祭り ○公開講座情報 ○公開講座参加者数 ○青森まるっとよいどころ祭りアンケート ○広報あおもり(公開講座の告知など) ○地域連携センター兼任研究員制度と地域貢献研究活動等推進費配分</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| タイトル (No. 4) | キャリア意識向上・就職支援 |
| 取組の概要 | <p>本学は、入学から卒業までの一貫した視野の下、カリキュラムにキャリア教育科目を組み込んでおり、教員職員が丸となって就職相談及び就職情報を提供する体制を整備している。就職指導の方針は就職指導委員会で協議され、キャリアセンターを核に活動を展開しており、細かな企業訪問や就職情報サービス企業との情報交換を行いつつ、就職希望者のための情報の把握と対策をとっている。こうした就職指導業務について組織的・効率的に対処するため、事務局入試・就職チームに民間企業出身の就職専門員、企業連携推進員を配置している。年間を通じた継続的な就職支援の講座の実施、県内企業バスツアーや合同企業等説明会等、手厚い学生向けキャリア支援を行っていることは本学の特色といえる。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. 本学卒業生の就職状況</p> <p>2024年度、本学の就職率は100.0%である。就職希望者のうち45%以上の者が勤務地として青森県内へ就職している実績があり、地域社会に有為な人材を多数輩出することに貢献している。</p> <p>2. キャリア教育</p> <p>年度2回、全学年を対象としてキャリア形成講座を開催している。また、1年次から3年次の各学期に、キャリア形成論、事業論、インターンシップといったキャリア教育科目を配置し、将来を見据えた実践的な知見を養うことを勧めている。事業論では、民間の企業や官公庁から実務家を講師として招致した授業を開講するほか、インターンシップについては、企業や団体での就業体験を勧奨するため、条件を満たすことにより卒業単位として認定する授業科目を開講している。1年次の必修科目である大学基礎演習は、新入生の各々が将来の進路を構想しつつ4年間の履修計画を立てることを必須の授業内容としており、大学での学びと連動するキャリア形成の意識を育むための機会としている。</p> <p>3. キャリアセンターを核とした就職支援</p> <p>本学では、キャリアセンターを設置して学生の就職活動を支援する核としている。キャリアセンターは、年間を通して就職支援のガイダンスや講座を企画、実施するほか、随時、求人票の掲示、履歴書やエントリーシートの書き方、模擬面接の実践的な指導など、充実した就職支援を行っている。また、就職活動を開始する3年次生向けに「就活ハンドブック」を発行するほか、保護者への就職活動に係る情報提供紙「キャリア形成通信」を年2回発行している。キャリアセンターに常駐する企業連携推進員及び就職支援担当の職員は、県内外の企業訪問を活発に行っている。そうした企業との連携と収集した就職情報を背景に、各企業による個別の学内企業説明会を実施するほか、県内企業バスツアー(2024年度、12コース36の企業・団体、定員各25名)、合同企業等説明会(同、188企業・団体、参加学生158名)、等の本学独自の就職支援を企画、実施している。</p> <p>4. 地域への人材輩出と企業との連携</p> <p>若者の転出超過が続く青森県においても、本学に在籍する学生の多くがこの地青森を志向し、これまで多数の人材を県内の企業に輩出してきた。創立以来、県内・県外の企業から多数の求人を増やしてきたことは、本学に対する高い評価の表れと言えよう。ますます要求が高まっている卒業生の県内定着、就職先とのマッチングという課題は、本学の理念である地域への貢献、地域についての学びを通して培い、担うべき事柄であろう。地域に根ざした大学として、本学は、学生には地元青森の魅力を見出していく多くの機会を与えるとともに、さらには大学院への進学を目標にした勉学の研鑽、海外にも目を向けた進路設計、等についても啓蒙しうる一層厚みのあるキャリア支援の体制を整えていく必要がある。</p> |
| 自己評価 | <p>上述のとおり、本学を卒業する就職希望者のうち、実際の勤務地で45%以上の者が青森県内へ就職しており、産業別に見た就職先は、本学経営経済学部の教育課程に沿ったものである。地域社会に有為な人材を多数輩出しているという点で、本学は地域社会に十分貢献していると考えられる。本学は教育に責任を持つことを建学の理念としており、学生に対しては、学業を疎かにすることなく就職活動に励むよう指導してきた。学生自身が本学での学業を通じて、自立的に各自の進路を開拓してきた結果が、全国平均を上回る高い就職率(2011年度以降)となっており、これまで維持されてきているものと考えられる。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ○青森公立大学就職指導委員会規程 ○就職支援(大学HP) ○企業の方へ(大学HP) ○『キャリア形成通信』 ○2024年度キャリアセンターの利用者数・求人状況・企業訪問について(会議資料) |

| | |
|-----------------|--|
| タイトル (No. 5) | |
| 取組の概要 | |
| 取組の成果 | |
| 自己評価 | |
| 関連資料 | |

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

| 事項 | | 記入欄 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|------------------|------------------|------------------------|-------|-------------|------------|---------|--|----|-------|-------|------------|---------|------------|----|-------|-----------------|---|
| 大学の名称 | | 青森公立大学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校本部の所在地 | | 青森県青森市大字合子沢字山崎153番地4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育研究組織 | 学部・学科等の名称 | 開設年月日 | 所在地 | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | |
| | 経営経済学部 経営学科 経済学科 地域みらい学科 | 1993年4月1日 2006年4月1日 2006年4月1日 2006年4月1日 | 青森県青森市大字合子沢字山崎153番地4 同上 同上 同上 | | | | | | | | 2006年4月3学科へ改編 " " ※改編前は経営経済学科の1学科 | | | | | | | | | | |
| | 研究科・専攻等の名称 | 開設年月日 | 所在地 | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | |
| | 経営経済学研究科 経営経済学専攻(博士前期課程) 経営経済学専攻(博士後期課程) | 1997年4月1日 2006年4月1日 2006年4月1日 | 青森県青森市大字合子沢字山崎153番地4 同上 同上 | | | | | | | | 2006年4月区分制博士課程へ課程変更 | | | | | | | | | | |
| | 研究科・専攻等の名称 | 開設年月日 | 所在地 | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | |
| | — | — | — | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 別科等 | 別科・専攻科・附置研究所等の名称 | 開設年月日 | 所在地 | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | |
| — | — | — | — | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 学生募集停止中の学部・研究科等 | | — | | | | | | | | | | — | | | | | | | | | |
| 教育研究組織 | 学部・学科等の名称 | 専任教員等 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 基準数 | うち教授数 | 助手 | 非常勤教員 | 専任教員一人あたりの在籍学生数 | | | | | | | | | | |
| | | 経営経済学部 経営学科 | 4人 | 3人 | 2人 | 0人 | 9人 | 5人 | 4人 | 0人 | 4人 | | 58.3人 | | | | | | | | |
| | | 経営経済学部 経済学科 | 6人 | 3人 | 2人 | 0人 | 11人 | 5人 | 6人 | 0人 | 5人 | | 49.0人 | | | | | | | | |
| | | 経営経済学部 地域みらい学科 | 4人 | 3人 | 1人 | 0人 | 8人 | 4人 | 4人 | 0人 | 3人 | | 24.1人 | | | | | | | | |
| (大学全体の収容定員に応じた教員数) | 9人 | 4人 | 2人 | 0人 | 15人 | 8人 | 9人 | 0人 | 27人 | —人 | | | | | | | | | | | |
| 計 | 23人 | 13人 | 7人 | 0人 | 43人 | 22人 | 23人 | 0人 | 39人 | 29.2人 | | | | | | | | | | | |
| 教育研究組織 | 学部・学科等の名称 | 専任教員等 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 専任教員 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うち2項該当数 | うちみなし専任教員数 | | 基準数 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うち2項該当数 | うちみなし専任教員数 | 助手 | 非常勤教員 | 専任教員一人あたりの在籍学生数 | |
| | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| (大学全体の収容定員に応じた教員数) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | |
| 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | | | |
| 教育研究組織 | 研究科・専攻等の名称 | 研究指導教員及び研究指導補助教員 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | | 研究指導教員 | うち教授数 | 研究指導補助教員 | 計 | 研究指導教員基準数 | うち教授数 | 研究指導補助教員基準数 | 基準数計 | 助手 | 非常勤教員 | | | | | | | | | | |
| | | 経営経済学研究科 博士前期課程 | 14人 | 10人 | 1人 | 15人 | 5人 | 5人 | 4人 | 9人 | 0人 | | 6人 | | | | | | | | |
| | | 経営経済学研究科 博士後期課程 | 5人 | 5人 | 3人 | 8人 | 5人 | 5人 | 4人 | 9人 | 0人 | | 1人 | | | | | | | | |
| 計 | 19人 | 15人 | 4人 | 23人 | 10人 | 10人 | 8人 | 18人 | 0人 | 7人 | | | | | | | | | | | |
| 教育研究組織 | 研究科・専攻等の名称 | 専任教員 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | | 専任教員 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うちみなし専任教員数 | 基準数 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うちみなし専任教員数 | 助手 | 非常勤教員 | | | | | | | | | | |
| | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | |
| | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | |
| 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | | | |
| 校地等 | 区分 | 基準面積 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 校舎敷地面積 | — | 110,222 m ² | 0 m ² | 0 m ² | 110,222 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 運動場用地 | — | 24,000 m ² | 0 m ² | 0 m ² | 24,000 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 校地面積計 | 12,000 m ² | 134,222 m ² | 0 m ² | 0 m ² | 134,222 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | — | 326,089 m ² | 0 m ² | 0 m ² | 326,089 m ² | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施設・設備等 | 区分 | | 基準面積 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 |
|-----------|----------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------------|------------------|------------------|
| | 校舎 | 校舎面積計 | | 6,280 m ² | 20,960 m ² | 0 m ² | 0 m ² |
| 教員研究室 | | 学部・研究科等の名称 | 室数 | | | | |
| | | 経営経済学部 | 52 室 | | | | |
| | | — | — 室 | | | | |
| 教室等施設 | 区分 | 講義室 | 演習室 | 実験演習室 | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 | |
| | 青森公立大学 | 17 室 | 28 室 | 0 室 | 4 室 | 0 室 | |
| | — | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 | |
| | — | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 | |
| 図書館・図書資料等 | 図書館等の名称 | 面積 | 閲覧座席数 | | | | |
| | 青森公立大学図書館 | 3,337 m ² | 233 席 | | | | |
| | — | m ² | 席 | | | | |
| | — | m ² | 席 | | | | |
| | 図書館等の名称 | 図書〔うち外国書〕 | 学術雑誌〔うち外国書〕 | | 電子ジャーナル〔うち国外〕 | | |
| | 青森公立大学図書館 | 194,548 [44,870] 冊 | 1,102 [714] 種 | 58 [58] 種 | | | |
| | — | [] 冊 | [] 種 | [] 種 | | | |
| | — | [] 冊 | [] 種 | [] 種 | | | |
| | 計 | 194,548 [44,870] 冊 | 1,102 [714] 種 | 58 [58] 種 | | | |
| | 体育館 | 面積 | | | | | |
| 青森公立大学体育館 | | 3,611 m ² | | | | | |
| — | m ² | | | | | | |

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄に記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学部・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいる「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

| 学部名 | 学科名 | 項目 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | 入学定員に対する平均比率 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|----|
| 経営経済学部 | 経営学科 | 志願者数 | 380 | 343 | 359 | 363 | 247 | 107% | |
| | | 合格者数 | 166 | 166 | 180 | 170 | 164 | | |
| | | 入学者数(A) | 135 | 137 | 130 | 133 | 135 | | |
| | | 入学定員(B) | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | | |
| | | 入学定員充足率(A/B) | 108% | 110% | 104% | 106% | 108% | | |
| | | 在籍学生数(C) | 558 | 552 | 544 | 526 | 525 | | |
| | 収容定員(D) | 515 | 510 | 505 | 500 | 500 | 106% | | |
| | 収容定員充足率(C/D) | 108% | 108% | 108% | 105% | 105% | | | |
| | 志願者数 | 376 | 413 | 475 | 245 | 264 | | | |
| | 合格者数 | 175 | 169 | 179 | 169 | 165 | | | |
| | 入学者数(A) | 134 | 134 | 140 | 139 | 141 | | | |
| | 入学定員(B) | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | | | |
| | 入学定員充足率(A/B) | 103% | 103% | 108% | 107% | 108% | 108% | | |
| | 在籍学生数(C) | 548 | 540 | 537 | 535 | 539 | | | |
| | 収容定員(D) | 520 | 520 | 520 | 520 | 520 | | | |
| | 収容定員充足率(G/D) | 105% | 104% | 103% | 103% | 104% | | | |
| | 志願者数 | 86 | 89 | 91 | 105 | 91 | | | |
| | 合格者数 | 52 | 50 | 58 | 51 | 51 | | | |
| 入学者数(E) | 51 | 47 | 52 | 46 | 48 | 107% | | | |
| 入学定員(F) | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | | | | |
| 入学定員充足率(E/F) | 113% | 104% | 116% | 102% | 107% | | | | |
| 在籍学生数(G) | 184 | 189 | 193 | 197 | 193 | | | | |
| 収容定員(H) | 165 | 170 | 175 | 180 | 180 | | | | |
| 収容定員充足率(G/H) | 112% | 111% | 110% | 109% | 107% | | | | |
| 経営経済学部 合計 | 志願者数 | 842 | 845 | 925 | 713 | 602 | 107% | | |
| | 合格者数 | 393 | 385 | 417 | 390 | 380 | | | |
| | 入学者数(I) | 320 | 318 | 322 | 318 | 324 | | | |
| | 入学定員(J) | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | | | |
| | 入学定員充足率(I/J) | 107% | 106% | 107% | 106% | 108% | | | |
| | 在籍学生数(K) | 1,290 | 1,281 | 1,274 | 1,258 | 1,257 | | | |
| | 収容定員(L) | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | | | |
| | 収容定員充足率(K/L) | 108% | 107% | 106% | 105% | 105% | | | |

| 研究科名 | 専攻名 | 項目 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | 入学定員に対する平均比率 | 備考 | |
|----------------|-----------------------|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----|--|
| 経営経済学研究科 | (経営経済学専攻 - 博士前期課程) | 志願者数 | 2 | 6 | 4 | 2 | 3 | 60% | | |
| | | 合格者数 | 2 | 4 | 3 | 0 | 3 | | | |
| | | 入学者数(A) | 2 | 4 | 3 | 0 | 3 | | | |
| | | 入学定員(B) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | |
| | | 入学定員充足率(A/B) | 50% | 100% | 75% | 0% | 75% | | | |
| | | 在籍学生数(C) | 10 | 11 | 9 | 4 | 4 | | | |
| | | 収容定員(D) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | | |
| | | 収容定員充足率(C/D) | 125% | 138% | 113% | 50% | 50% | | | |
| | (経営経済学専攻 - 博士後期課程) | 志願者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 20% | | |
| | | 合格者数 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | | | |
| | | 入学者数(A) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | | | |
| | | 入学定員(B) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | |
| | | 入学定員充足率(A/B) | 0% | 50% | 0% | 50% | 0% | | | |
| | | 在籍学生数(C) | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | | | |
| 収容定員(D) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 47% | | | | |
| 収容定員充足率(C/D) | 50% | 50% | 50% | 33% | 33% | | | | | |
| 経営経済学研究科 合計 | 志願者数 | 3 | 7 | 5 | 3 | | | 3 | 47% | |
| | 合格者数 | 3 | 5 | 3 | 1 | | | 3 | | |
| | 入学者数(I) | 2 | 5 | 3 | 1 | | | 3 | | |
| | 入学定員(J) | 6 | 6 | 6 | 6 | | | 6 | | |
| | 入学定員充足率(I/J) | 33% | 83% | 50% | 17% | 50% | | | | |
| | 在籍学生数(K) | 13 | 14 | 12 | 6 | 6 | | | | |
| | 収容定員(L) | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | | | | |
| | 収容定員充足率(K/L) | 93% | 100% | 86% | 43% | 43% | | | | |

<編入学>

| 学部名 | 学科名 | 項目 | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----|
| 経営経済学部 | 経営学科 | 入学者数(2年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(2年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(3年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(3年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(4年次) | — | — | — | — | — | |
| | 経済学科 | 入学定員(4年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(3年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(3年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(4年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(4年次) | — | — | — | — | — | |
| | 地域みらい学科 | 入学者数(5年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(5年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(2年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(2年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(3年次) | — | — | — | — | — | |
| 経営経済学部 合計 | 入学定員(3年次) | — | — | — | — | — | | |
| | 入学者数(3年次) | — | — | — | — | — | | |
| | 入学定員(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | 入学者数(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | 入学定員(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | 入学者数(4年次) | — | — | — | — | — | | |

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。